

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

予算特別委員会会議録 (2) (令和2年4定)			
日 時	令和2年12月10日 (木)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時20分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	松田委員長、中村(吉宏)副委員長、横尾、面野、高橋(龍)、 酒井、松岩、須貝、川畑 各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、総務・財政・産業港湾・港湾担当・ 生活環境・福祉・建設・教育各部長、保健所長 ほか関係理事者 (水道局長、医療保険・病院局小樽市立病院事務・ 医療業務担当各部長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶申し上げます。

先日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した松田です。もとより微力ではありますが、副委員長共々、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、中村吉宏委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、面野委員、酒井委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。中村誠吾委員が面野委員に、高野委員が酒井委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、立憲・市民連合、共産党、公明党の順といたします。

自民党。

○須貝委員

私の質問は会派代表質問でさせていただいたところから、まず質問させていただきたいと思います。

◎新型コロナウイルス感染症の対策について

最初に、新型コロナウイルス感染症の対策についてということで、答弁いただきました中からお聞きしたいと思います。

最初に、患者の受入れ可能病床数、使用病床数、病床使用率についてお聞かせくださいと質問したところ、市長から三次医療圏ごとというふうなお話で、小樽市としてはお話しできないということでした。まず三次医療圏の範囲でお答えいただきたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

三次医療圏のことにつきましてお答えをさせていただきます。

本日北海道に確認させていただきました。北海道全体では1,389床を確保しております、道央圏につきましては621床確保しているというふうにお聞きしました。

また、北海道では感染状況を見ながら北海道が病床を積み増しするなどいろいろ調整をしているということもございます、利用率につきましては、広域搬送する患者もいらっしゃるということもございまして、北海道としてはお答えはしていないということでもございました。

また、北海道では感染症の病床の確保に当たりまして、やはり一般医療が必要な患者もおられるということで、そちらとのバランスをいろいろ見ながら広域調整をしているということでのお答えとさせていただきたいと思いません。

○須貝委員

日々刻々、感染者が多く出ていますので状況は変わっているのですが、今のお答えで少し合点がいかないのが、新聞では例えば北海道というより札幌市という形で、あれは札幌市を指すのか、この三次医療圏としての道央圏を指すのか分かりませんが、病床使用率まで新聞報道に出ているのを私は何度も目にしているのですが、ここはお答えいただけないのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

北海道に現在きちんと確認したところ、そのように北海道からお答えいただきましたので、私どもといたしましては、そのお答えということになろうかと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○須貝委員

そういうようなお答えであれば、それ以上、突っ込めないかもしれないですけども、なぜこのように言うかという、病床使用率があって発表されたのと実際に使える病床数が実はイコールではない。実態を反映していないケースが非常に多いというような報道がされていて、それでかなり現状は逼迫しているのではないかということ懸念してこの質問をさせていただいているのです。今、具体的な数値はお示しいただけませんでしたでしたが、それでは逼迫しているかしていないかということでの答えはいかがですか。

○保健所長

逼迫しているかどうかという須貝委員の御質問でございますけれども、どの時点でどこが逼迫しているか、今マスコミなどで報道されておりますのは、旭川市が大変厳しい状況になっているということは承知しております。

札幌市自体は最近少し落ち着いているというふう聞いておりますが、それでは小樽市内はどうかということだろうと思います。

少し昔のことから話しますと、最初、今年2月、3月、4月については、小樽市は小樽市内だけで病床を確保するよう努めてまいりました。これは小樽市医師会や4病院を中心に新型コロナウイルス感染症対策協議会を立ち上げて小樽市内の病床をどう確保するかという議論を重ねてまいりました。それで、一定の結論を出したわけですが、最近道で国の交付金を受けて病床を確保することにお金がかかります。それによって小樽市内の病床も含めて全て北海道が一括管理しているというのが現状です。

実際にクラスターが起こればまた状況は変わるとは思いますが、現状の中では、あくまでも道でベッドの調整をしている。以前は札幌市から、こちらに入れさせてくれという要請があったときに断ったことも何回かありました。これはこちらに入れば、こちらのベッドがいつ逼迫するか分からないということで、市の判断としてそういうこともいたしました。今は道で一律調整しているということで、北海道内一律でいろいろなところから札幌市の病床にも人が来るということになると思います。

現状逼迫しているかどうかについて、逼迫はしておりません。ただ、事態は時々刻々と変わりますので、いつどうなるか、大きなクラスターが起こればそれはもう一遍して様態が変わるといふふうに思っていますので、全く安心はできる状況ではないですが、現時点ではベッドは逼迫しているということはありません。

○須貝委員

物事はこの後の宿泊療養施設の件もそうなのですが、三次医療圏で考えられているのです。北海道の三次医療圏を考えたときに、ここ小樽市は札幌市、道央圏ということで入ってしまっていて、この道央圏は非常に捉えが広くて、例えば日高地方とか、ああいふところまで入っています。多分、北海道の人口の半分以上が道央圏の三次医療圏に入っていると思うのですが、私はこの状況で、やはりこう考えると小樽市で感染者が出ていますし、それから後志も出ていますので、少し二次医療圏という考え方をしてもいいのではないかとずっと思っているのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○（保健所）次長

ただいま保健所長からお話がありましたけれども、病床確保につきましては、あくまで今、道が調整という方針で進められておりますので、なかなか二次医療圏、三次医療圏ということ市で決めていくことにはならないというふうな現状になっているところですので、道の方針に従って我々も対応していくことになろうかと思っております。

○須貝委員

◎宿泊施設療養施設について

それでは、宿泊療養施設についてお聞きします。

代表質問の答弁に今、札幌市で三つのホテルを確保していただいて、合計1,270室になっているとありましたけれども、この1,270室の使用状況と使用率についてお聞かせください。

○（保健所）主幹

札幌市に設置しております宿泊療養施設の利用状況のお尋ねでございますけれども、委員がおっしゃるように3施設で1,270室準備されてございます。

使用状況なのですが、12月8日公表分になりますけれども、療養している方が514人と北海道に確認いたしました。

それで、利用率というお尋ねもございましたが、例えば1室で御夫婦が療養されておられる場合や、それ以外の例えば親子でといった利用の仕方もあるということございまして、道としても利用率という出し方はしていないというふうに聞いております。

○須貝委員

一番聞きたかったところで514室ということで、まだ緊急を要する状態ではないというのを確認できました。

それでは検査数についてなのですが、これも大きく安心したところです。市長から今1日350件の検査数で最大を400件と予測をして450件まで増強するのだというようなお話をいただきました。これは大変安心したのですが、その一方で12月に入ってから実はどれくらいの%で検査数があるのかというのだけ一つお聞きしたいのですが、お願いします。

○（保健所）主幹

12月に入りましてからの実際の検査数についてのお尋ねでございますが、小樽市保健所、それから市内の医療機関などを合わせての検査数になりますけれども、12月1日には60件、2日83件、3日92件、4日118件、5日5件、6日1件、7日70件、8日52件、9日、昨日ですが76件というふうになっております。

○須貝委員

この推移を聞くと、やはり今の小樽市の検査の許容量からいうと、十分危機に対応できる数値なのかということを確認できました。大変だと思えますけれども、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思えます。

保健所つながりで、もう1点お聞きします。

これは代表質問には入れなかったのですが、濃厚接触者の扱いについてということです。実は、新聞報道があったのですが、美唄市で濃厚接触者向けの自主隔離施設を設けられたという報道が出ていました。私もずっとそういう施設があってもいいのではないかと思っていてこれが出たので、少しだけ紹介しますと保健所に14日間の健康観察を指示された濃厚接触者及び感染して治療を受けた後に一定期間の健康観察が必要な人を対象に、自主隔離施設を設けたとあります。これに対する見解といいますか、小樽市としてこういうのを設ける考えはないのかどうか、お聞きしたいと思えます。

○（保健所）主幹

美唄市におきまして、先月から濃厚接触者になった方々を隔離する施設ができていると確認しておりますけれども、確かにこういった場所があるとより安心かとは思いますが、保健所では濃厚接触者となり検査をして陰性でありましても、2週間につきましては症状がその後出てきたり、それから陽転化といまして陰性であったけれども検査してみると陽性になるという方もいらっしゃいますので、こういった隔離施設は現在、御用意できておりませんが、健康観察ということで2週間、熱が出ないか、体調に変化がないかということを確認をしているところでございます。何か体調に変化があったときは早期に状況を把握しまして検査等へつないでいるのと、それから、もちろん家庭内でも感染予防対策、マスクの使用、手洗い、それから、できるだけ外出はしないいただきたいということで、協力を要請しているところですので、当面そういったような形で対応はしてまいりたいと思っております。

○須貝委員

何ともこういう答弁ですと、私もリアクションに困るのですが、多分施設を望む方は家族への感染を一番心配されているのです。それを家庭内でどうのこうのとか言われてもやはり家族にまだ陰性も確認できていない、もしくは施設から退院してきたけれども、家族にうつすのが心配だ、子供にうつすのが心配だ、高齢の親にうつすのが心配だと思われる方のために安心と言ったら変ですが、そのためにこういう施設を考えられているので、今のお答えではそれでどうなのかと私は判断できないと思います。もう一度お答えいただけませんか。

○（保健所）次長

主幹からお話がありましたとおり、保健所としてはきちんと対応していきたいというふうに考えております。確かにその隔離施設があることで安心が高まることは事実だと思いますけれども、濃厚接触者の人数が結構膨大な数になります。その方たちを全て収容する施設となると、非常にその経費等難しい問題が出てくるかと思っておりますので、今後そういった対応ができるかどうかについて検討はしていきたいというふうには思っております。

○須貝委員

冒頭に旭川市のお話もありましたけれども、もうまさしくあれを見ていてそうなのですが、一度対応が遅れる、判断が遅れるとどんどん負の展開になっていきますので、ここは様子を見てどうか、何でとかがというのではなくて、やはり先を見通す、この後もずっと言わなければ駄目なのですけれども、危機管理の一番の基本は最悪を見越して、そこから逆算してどうするかという考え方をしないと私は駄目だと特に今旭川市の件を見てつくづく思っております。ぜひそのようなことで、私の今言っていることが杞憂で終わることを希望したいと思いますが、ぜひともそういうような考えで対応していただきたいと思います。

次に、教育長に感染拡大防止策ということでお話をさせていただきました。答弁もいただきましたけれども、私は冬期間の換気に非常に心配を抱いております。教育長からは3密回避と小まめな換気というお話をいただきました。それでやはり今言われているのは、加湿器とサーキュレーターが非常に有用であるということがよく言われております。ここで小樽市の今の各小・中学校に対する加湿器、サーキュレーターの件に関してはどのように進展しているのか、お答えいただきたいと思います。

○（教育）施設管理課長

補正予算で新型コロナウイルス感染症対策事業費を計上させていただきました。その中で加湿器と一体型の空気清浄機を全359台になりますが10月21日に入札いたしまして、11月16日と17日で各学級に配備したところでございます。使って間もないものですから、目に見えた効果は、数字的には出ていないのでありますけれども、加湿器つきということでインフルエンザも含めまして、そういう加湿の部分ですとか、あと目に見えないのですが保護者ですとか、児童・生徒から安心感という意味でありますということでお答えいただいております。

○須貝委員

次に、学校閉鎖の開始と解除の基準について、代表質問でお話しさせていただきました。なかなか分かりにくいところがありまして要約すると一定の基準がないということで、総合的、複合的に判断するという理解でよろしいでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

須貝委員の御質問ですけれども、おっしゃるようになかなか難しい部分がございますが、小樽市教育委員会といたしましては学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～に基づきまして、何人出たから何日というようなことではなく、発生した児童・生徒の活動状況等を踏まえまして、保健所に相談した上で臨時休業の規模ですとか、期間を判断しているところでございます。

○須貝委員

学校の問題ですので、やはりスピーディーで正確な判断といえますか、これが必要だと思いますので、なかなか

難しいと思いますけれども、的確な判断をぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

◎小樽港の戦略について

次に、代表質問の中で港湾に関して、小樽港の戦略に関してお話をさせていただきました。この中で再質問で1点お話しさせていただいたところで、あのときには民間企業、製粉・飼料会社とのトップレベルではなくて、その下の実務者レベル、事務レベルでの情報交換はどのようにしていますかという質問をさせていただいて、港湾担当部長からお答えいただきました。もう一度あの件について、お話をいただきたいと思います。

○（産業港湾）港湾振興課長

民間企業との連携につきましては、本会議で市長からも答弁させていただきましたが、市長にはポートセールスで上京する際には必ず両事業者のところに行ってくださいまして情報交換をしていただいで、関係強化を図っていただいでいるところでございます。

また、その際には、部長以下私ども事務方も一緒に同行させていただきました、情報交換を行っております。

このほか、本会議で部長が説明したとおり、事務レベルということでは地元の部分になりますが、定期的というわけではございませんが適宜、課題となっている大型化している船舶の小樽港入港に対応するために、船舶の動性や原材料の原産国の情報などについて情報交換をさせていただいております。

また、その際には、事業者の状況や関係業界の動向、要望などもお伺いしております。

要望につきましては、私どもは今一番大きな要望としては水深の確保と言われておりますので、そういうものにはしゅんせつを行うなど対応を続けているところでございます。

須貝委員がおっしゃるとおり、私どももこういうことが重要だということは十分理解しておりますので、今後とも情報交換を続け業界の状況を把握しながら、必要な対応を行いながら両事業者が本市で事業を今後も継続していただくことが非常に重要であると私どもも認識しておりますので、努力していきたいと考えております。

○須貝委員

それでは、これは私の持論でもあるのでどうしても言わせていただきたいと思うのですが、今回の代表質問でも民間企業というキーワードを実は私はちりばめてたのです。北海製罐第3倉庫の問題もそうです。小樽市公設青果地方卸売市場の問題もそう、それから今回のこの製粉・飼料会社の問題も入れさせていただきました。

私も長く民間で働いた者として、民間企業の下した判断というのは覆ることはまず相当なことがない限りないと思っています。皆様も御承知のように、今、釧路市で例えば日本製紙株式会社の撤退問題が出ている、あの問題が出てから署名を集めて、市長がそれをもって撤回要請に行ってもこれは普通変わりません。夕張市の今回のマルハニチロ株式会社の問題もそうです。これも枚挙にいとまがないのですが、最近では例えば千葉市でJFEスチール株式会社の火力発電工事を止めるなどというのもありました。

やはりこういうことを考えると先ほどお答えいただきましたけれども、常日頃から事務レベルでその企業ときちんとアンダーグラウンドで話し合いをして課題解決をする、これが絶対必要なのです。変わればいいですけども、民間企業が下した判断は変わりませんと私は思います。

◎冬期間マイカー通勤自粛キャンペーンについて

これらを考えて私がもう一つ言いたかったのは、今年度初めに正式名称は冬期間マイカー通勤自粛キャンペーンだったみたいですが、公共交通機関を利用するキャンペーンをやったと、これは大変いいことだと思って見ていたのですが、これが今いう小樽の事業者、これは交通事業者ですけども、これとの連携策だと私は見ていて、非常に注目していました。これの目的と結果と評価と課題についてお答えいただきたいと思います。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

まずは冬期間マイカー通勤自粛キャンペーンの目的についてなのですが、マイカー通勤の自粛によりまして公共交通機関の利用促進を図るのが主たる目的でございます。そして企業単位で参加をいただきまして、市内企業に対

しましても公共交通機関による通勤を推奨していただくことも合わせて目的としております。

結果につきましては、昨年度は令和2年1月1日から31日までの1か月間実施いたしまして、初年度ということでも手探りで実施したのですが、結果といたしましては市内の15事業所に参加いただきまして、延べ人数で230人の方に参加していただきました。

評価についてなのですが、こうした取組はモビリティ・マネジメントと言いまして、すぐに結果を求めるというよりは、少しずつ自主的な自発的・行動を促すような施策でございますので、この数字をもってすぐに判断ということは少し難しいのですが、それにいたしましても、あまり満足のいく数字、結果を得ることはできませんでしたし、また、アンケートにおいても多くの御意見をいただいております、今後、見直しが必要というふうを考えてございます。

課題につきましては、参加していただいた方からアンケートもいただいたのですが、その中で多かったのが参加する意味がないという御意見がたくさんございました。つまり、今回やってみて分かったことは、我々実施側の思いと参加者の方の考えに大きな隔たりがあったということが分かりましたので、今後に向けてはさらに公共交通維持に対する機運の醸成を市内でつくっていくことが非常に大切であるように考えております。

○須貝委員

公共交通機関は、小樽の大動脈です。大動脈に何か病気が起こったら大変なことになると認識していますので、これは非常に重要だと思っています。

今お話しいただきましたけれども、まずはやはりやった結果をきちんと検証して、そこから課題を抽出する、これが重要なだろうと。あえて言うと私は定量的評価といいますか、本当はこれを1か月やったら前年のやらなかった月に比べて利用者がこれだけ増えたとか、事業者としてこうなったとかという定量的評価を実はほしかったのですが、こういったこともぜひ今後の参考にしていただきたいと思います。

これはマイカー通勤となっていますけれども、やはり私は公共交通機関を守る手段としてはもっと違う仕掛けがあってもいいだろうと、例えばこの期間に小学生が、銭函の児童が公共交通機関に乗って、蘭島方面まで例えば、桃内の北しりべし広域クリーンセンターに行くとか、こういうことをやっていくとその期間は利用者が増えます。そういうことも含めて、考えていかななくてはならないのかと思っているところであります。

◎脱炭素社会について

次に、脱炭素社会についての質問をさせていただきます。これは代表質問でさせていただきました。昨日の一般質問でも議論になったところですが、聞いていまして私もまさしく同じことを感じていましたので、ぜひこの場でもう一度だけお話をしたいと思っています。市長から私の答弁も聞きましたが、何をやるのだこれをやるのだという事実を積み重ねていって、いわゆるボトムアップ方式みたいな感じで私は聞いていたのですが、やはりこういう理念目標というのはトップダウンで、ショーザフラッグではないですがトップが旗を立ててこれをやるぞというようなところから始まるほうがこれはふさわしいのではないかとこのように私は思っておりました。昨日、前向きな答弁をもう少し私は思っておりましたが、市長もう一度このゼロカーボンシティ宣言に関して、ぜひ御見解をいただきたいと思っております。

○市長

昨日は秋元議員の二酸化炭素排出実質ゼロの表明についてお尋ねをいただきまして、私から答弁させていただきましたけれども、昨日の答弁は基本的には市の取り組んでいる実行計画の成果についてお話をさせていただきましたが、今の世界的な脱炭素の動きは、決して行政だけで解決するわけではなくて、全ての企業全ての市民国民がこの問題に、もっといいますと全世界でこの問題に取り組まなければ、この脱炭素の問題は解決できないというふうに思っています。昨日の実行計画だけで十分かどうかというのは私どももこれから考えなければいけないというふうに思っていますけれども、いずれにいたしましても、今御提言がありましたけれど、先行して表明することで市

民の皆さんの機運、あるいは意識、そういったものが醸成できるとも思っておりますが、ただやはり我々としては表明をしてから実際何をするのかということもいわゆる実効性として、これも併せてお示しをしなければいけないというふうに思っていますので、表明すること自体は私どもとしてはこの世界的な動きの中で、また日本国内でもそういう動きになっている中で前向きに考えていきたいと思っておりますが、併せて市としてオール小樽として何ができるのか、何をやっていかなければいけないのか、そういうことも併せて考えたいというふうに思っているところでございます。

○須貝委員

◎ふれあいパスについて

それでは、ふれあいパスについてお話をさせていただきます。

代表質問でも取り上げさせていただきまして、私は今回の制度変更に理解を示すものでありますけれども、確認の意味を込めて数点お聞きしたいと思います。

まず、令和元年度の対象者数と交付者数、交付率についてお答えください。

○（福祉）地域福祉課長

令和元年度の数字になりますけれども、対象者3万7,873人、交付者がバスの乗車証が2万2,042人、JR特殊乗車券が1,740人の合計2万3,782人、交付率が62.8%になります。

○須貝委員

対象の高齢者の方の約62%が御使用になっているということです。

今回の制度変更によって少なからず影響を受ける可能性のある方々が出てくると思うのですけれども、この12冊までの交付者というのは全体の何%なのか、お聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

全体の73.56%です。

○須貝委員

それでは約26%、上位使用者の方々が事業費に占める割合というのは私は大変大きいと理解しているのですけれども、この割合はどれくらいでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

購入冊数と事業費の関係ということでお答えさせていただきますと、平成26年度の調査の数字からとなりますけれども、年間21冊以上購入している方が全体のうち大体9.6%で、その方々が事業費の約54%を使っている形で、年間31冊以上の方は4.8%ですけれども、こちらの方は事業費の約31%ということになります。

○須貝委員

ここがやはり少し偏りがあるところも、今回のこの事業の変更に当たっての課題だったのかと思います。

それでは、これまでふれあいパス事業に関して、議会議論も含めてされたと思うのですけれども、その経緯をお聞かせいただけませんか。

○（福祉）地域福祉課長

平成24年度に事業評価の見直し項目になって以降、見直しに着手してきまして、26年度に購入券調査、その後27年第3回定例会に、利用者負担110円、使用上限年間15冊という案を提案いたしました。

ただ、第4回定例会で利用目的なども再度調べた上で再度制度設計するというので、この案を1回保留して28年度に市民4,000人対象に利用実態調査を行いまして、その後関係団体の代表との意見交換や厚生常任委員会での勉強会を経て、最終的に関係部長会議で見直し案を決定したものです。

○須貝委員

それでは私たち議員は今年の第3回定例会で報告を受けたと思いますけれども、この内容を最初に説明したのは

いつで誰にしたのですか。

○(福祉)地域福祉課長

議会にという意味。

(「議会ですね。ごめんなさい」と呼ぶ者あり)

議会への説明は8月21日に議長と副議長に説明して、8月24日に厚生常任委員の方々と各党派代表者に第3回定例会で報告する旨を説明いたしました。

○須貝委員

それではこれまで私どもを対象に勉強会を5回実施していただいております。この5回の議員の出席者と議論のテーマをお聞かせください。

○(福祉)地域福祉課長

まず、出席者からお答えいたします。

第1回が厚生常任委員の皆様6名のほか14名、第2回が厚生常任委員6名のほか5名、第3回が厚生常任委員5名、第4回、第5回はそれぞれ6名です。

続きまして、勉強会の内容ですけれども、主なものということでお答えさせていただきます。

第1回が事業概要、対キロ区間運賃、IC化の検討、第2回が見直しに係る論点整理、事業の経過、過去の検討経過、見直しに当たった課題と考え方、第3回が対キロ区間利用負担額推計、事業見直しにおける市の負担額、他都市の制度紹介、第4回が事業見直し案について7パターンを提示した利用者負担についてのシミュレーション、第5回が対キロ運賃負担と回数券有効期限の関連性、それと具体的な見直し案2案という内容になります。

○須貝委員

私は今回、長きにわたる準備と議論を尽くしたと考えています。今回のこの変更には理解を示しますし、会派でも討議しましたけれども会派としても同様の考えであります。何よりやはりこの制度が引き続き続くことが重要で、多くの市民の方々の健康づくり生きがいがづくりに寄与することを強く望んでまいりたいと思いますので、ここには理解を示すということをお話しさせていただきます。

それで、最後に私は、実はここで提案をさせていただきました。それはこの制度がパスに限らず少し進化するべきものということをお話をさせていただいたのですが、このタイミングでなかなか満額の回答をいただくのは非常に難しいことは理解しますが、私もその後すぐに会派にも電話がかかってきました。それからホームページ上も何件かのリアクションがありまして、非常に力強い熱いお言葉をいただいたところであります。ぜひお答えいただける範囲内で、私の提案に対しての御見解をいただければと思います。

○福祉部長

本会議では須貝委員からは、交通機関のパスとしてだけではなくて、例えば温泉施設利用券とか、その他マッサージ、健康グッズ購入などに進化、見直しはできないだろうかという御意見いただいたかと思うのですが、私どもは今回の見直しを通ったとして来年度以降どれくらいの利用実績になるかというのを検証することになります。その上で課題等も洗い出しすることになります。

また、今回の見直しとは別に、例えば今の制度でも身体的理由でパスを利用できない方がいらっしゃるかと課題はあります。ですから、そういったものを整理していくことになりますので、この制度については仮に見直しを通ったとしてもこれで終わりではなくて、常に新たな方法も考えていくことになります。そういった上ではいつになるかはお答えできませんが、将来的には例えばバスだけではなくてタクシーも利用できるとか、そういったことも含めて行く行くは変わっていくこともあり得るのかというふうには考えているところです。

○松岩委員

◎ふるさと納税について

ふるさと納税についてお伺いします。

一般質問で私から体験型メニューの創出というものを提案しました。例に挙げたのが、東かがわ市の100万円の寄附で一日市長体験というものだったのですが、私としては意外にも市長からはとても前向きな御答弁をいただきまして本当に驚いたところであります。

答弁の中で実施に向けた課題についてニーズの把握とあるのですけれども、このニーズというのは市でどのように把握される予定でしょうか。

○（財政）契約管財課長

ニーズの把握ということでございますが、委員にお示ししていただきました東かがわ市をはじめ、全国では首長の体験返礼品をやっている自治体が数多くございます。中でも100万円で設定しているところが6市町村、50万円、30万円といったような町村もございます。これらの自治体に対しまして調査を行いまして、どのような問題点等があるかを把握し、ニーズを把握しようかと思っております。

○松岩委員

そのニーズの把握とか調査というのは契約管財課で行うのですか。それともどこか違う部署で行うのですか。

○（財政）契約管財課長

我々契約管財課で行うと考えてございます。

○松岩委員

それから、私は高所得者層への寄附額をもう少し検討してはどうだということで、そこで少し整理なのですけれども高所得者層の寄附額の上限について年収1,000万円、年収5,000万円、年収1億円、年収2億円の方の寄附額を簡単にお示しいただきたいと思えます。

○（財政）市民税課長

全額控除されるふるさと納税額の上限につきまして、総務省のホームページで示されております前提条件、給与所得のみで扶養親族がいない場合でお答えをさせていただきます。

年収1,000万円では17万6,000円、年収5,000万円では208万2,000円、年収1億円では435万2,000円、年収2億円では889万2,000円となっております。

○松岩委員

収入が増えれば増えるほど寄附額も一般庶民には考えられない金額になってくるのですけれども、次の質問として極端な話になるのですが、1万円の寄附を100件集めるのと、100万円の寄附1件をふるさと納税で集めるとなったときに市にとっての負担額や寄附額についてはどのような変化がありますか。

○（財政）契約管財課長

お尋ねのケースでお答えいたしますと、市の収入といたしましてはどちらも100万円になりますが、経費におきまして例えば返礼品の発送費だとかお礼状の郵送費など、これは100件の場合と1件の場合では100万円の寄附を1件受けるほうが少なくなるという効果がございます。

○松岩委員

今お話いただいたとおりで、収入としては一緒だけれども手間だとか人件費だとか、その他もろもろのことを考えると100倍労力がかかるということなので、そういったことに関して考えると100万円の1件を取ったほうが市にとっては非常にいい話だということが分かります。

それから、道内他都市を見てみますと、砂川市では寄附額90万円で市立病院の医療ツーリズムみたいな形で検診と宿泊をセットにしたようなものを行っていたりだとか、倶知安町では100万円で地域限定旅行クーポンだとかい

いろいろあるのですが、こういった1件当たりの寄附額が高額なものは本市でもいろいろと実現可能なものはたくさんあるのではないかと思いますので、検討してみてもうかがいましょうかというところなのですが、いかがでしょうか。

○（財政）契約管財課長

高額な返礼品の御用意ということでございますが、現在、返礼品を契約している業者からも高額の返礼金を設定するよう要望があることから、次年度に向けて一定程度な額の返礼品を用意いたしたいと考えてございます。

○松岩委員

あと1,000円単位の細かな寄附額の設定も同時に検討されてはと思うのですが、そのことはいかがですか。

○（財政）契約管財課長

今御指摘していただきました寄附金の細かな設定につきましては、返礼品を用意していただく事業者にとりましても今ある商品をそのまま活用することができますし、寄附者にとりましても寄附できる制限額に応じた返礼品を選択できるなど双方にメリットがあるので、次年度には実現できるよう整理してまいります。

○松岩委員

◎ネーミングライツの導入について

ネーミングライツの導入についてなのですが、私は一般質問で提案型ネーミングライツの導入について取り上げたのですが、これも市長からかなり前向きな御答弁をいただきまして、あと導入に向けた課題があればお示しいただきたいと思っております。

○（財政）尾作主幹

ネーミングライツの導入に当たっての課題につきましては、本市にとっての対象施設や応募資格ですとか、募集方法や審査方法、金額の設定などが主なものとして想定されます。

○松岩委員

それらを今後整備していくということなのですが、仮にですけれどもなかなか話かと思うのですが、今この瞬間に例えば市内のマリンホールに幾らお金を出すからネーミングライツをさせてほしいなどという申出があった場合に、それについてどういうふうに対応されるかお聞かせください。

○（財政）尾作主幹

ネーミングライツの導入に当たりましては、庁内議論をしっかりと行った上で本市の考え方ですとか、課題を整理して要項等を整備した上で導入するものと考えております。

しかしながら、仮に制度を整理する前に御相談等があった場合には、お伺いさせていただきたいと考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○高橋（龍）委員

◎観光について

1点目、観光について伺います。

代表質問からの引き続きで確認を2点させていただきたいと思っております。観光税についてです。

本答弁の中では宿泊税以外の再検討はないと御答弁をいただいたのですが、その後、私の再質問を受けて御検討いただけるという旨の再答弁をいただきました。改めてこの点について伺いますけれども、これは再び議論の俎上にのせていただけるということで確認してよろしいでしょうか。

○産業港湾部長

観光税の導入の議論につきましては、昨年11月の有識者会議で他都市の事例も参考に入域行為の課税については入域者の補足方法など、駐車場への課税については一般利用と観光利用の補足方法などについて課題があり、それらの課題を整理し比較検討した結果、宿泊行為への課税が適当である旨、合意をいただいたところであり、これらの課題は新型コロナウイルス感染症の状況により変わるものではないことから、税の種別を議論し直すことは考えていない旨、代表質問に対して市長から答弁させていただいたところであります。

現時点では、新型コロナウイルス感染症により宿泊税の議論が中断しているところであり、我々としては、まずは宿泊事業者の御意見も伺いながら議論の再開に向けて努めてまいりたいと考えておりますが、委員からの御意見については宿泊税の議論再開に際し、このコロナ禍が長期にわたっている影響に鑑み、有識者会議の皆さんにお伝えし、議論の方向性を再確認させていただきたいと考えております。

○高橋（龍）委員

もう一点、税の納得度についても言及がありました。どうしたら理解を得ながら税の徴収をできるかということです。

観光税を支払うに当たって納得度が最も高いものとして、株式会社JTB総合研究所の少し古いデータではあるのですが、環境整備に資するものが一番高く、次いで宿泊税でした。

環境保全はいわゆる環境協力税のような形で法定外目的税の設定をするということですが、環境協力税に関して有識者会議で検討された経緯があればお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

昨年11月の第1回有識者会議におきまして、環境協力税につきましても議論の俎上に上がりましたが、その制度設計が入域にかかる課税ですとか、駐車場利用に係る課税であったことから比較検討しまして、先ほどの部長からの答弁のとおり宿泊税が適当であると結論になったものであります。

○高橋（龍）委員

将来的に今、研究されている先進技術等を取り入れた形での徴収の方法など、私としてもアイデアを持っていますので、その辺については改めて別の形で質問させていただきたいと思えます。

◎ふれあいパスについて

次に、ふれあいパスについて伺います。

今回の見直しについては様々な波紋を呼んでいるところです。重複しながらもこの質問の中で一定の流れを整理したいと考えていますので、議論が尽くされている点もあるかと思えますけれども、御容赦いただければと思います。

一つ目、市民意見の抽出についてです。今回の改正案に至るまで、どのような形で意見抽出を行ったのか。またその内容についておさらい的に確認をさせていただきますが、いかがですか。

○（福祉）地域福祉課長

平成28年度に制度対象者と対象外の方、それぞれ2,000件ずつになりますけれどもアンケート調査を実施したこと、関係団体として杜のつどい、老人クラブ連合会の役員との意見交換、今年度は民生・児童委員の各地区会長及び副会長と各町内会長に対する地域福祉計画策定に係るアンケート調査で、このふれあいパスの見直しに係る設問を入れて、意見抽出を行ったものです。

意見の内容としてやはり多かったのは、制度の継続のためには利用者負担の増額もやむを得ないとの声が多かつ

たものです。

○高橋（龍）委員

次に、市民周知について質問いたします。

ホームページに今回の制度改正について掲載されたことと思いますけれども、そのホームページに対しての反応はどのような形でありましたか。

○（福祉）地域福祉課長

ホームページに関してお問合せとして何件かありましたけれども、原課に来た掲載内容に関するものとしては、「過去にこのように検討内容の詳細を掲載したことはあるか」、「数字やデータなど載っているので非常に理解できた」、「市の発信内容はどちらかというと決まったことを知らせているケースが多いので、考え方、検討経過なども伝えていくべき」、「なぜ市が見直しをしようとしているのか理解した」、このような御意見はいただきました。

○高橋（龍）委員

一定の評価はいただけたという印象ですけれども、ただ他方で御高齢の方には届きづらいというデメリットもあると思います。その点についての御見解と対策についてはいかがでしょうか。

また、情報発信をすること自体は非常にいい事だと感じていますので、今後も発信を続けていただきたいと思いますが、その点についての御見解も併せてお答え願います。

○（福祉）地域福祉課長

先ほどの問合せの中には実は制度の対象利用者の方もいらっしゃるって、高齢の方でもやはり見ている方もいると思うのですが、やはりホームページだと情報を届けづらいということがあると思いますので、今後いろいろなツールを利用して発信し続けることが必要だと改めて認識したものです。

また、今後は制度対象以外の方にも発信する必要があるとも感じています。

○高橋（龍）委員

少し確認なのですが、制度対象以外の方への情報発信に関してどういうことなのか、もう少し踏み込んでお答えいただけますか。

○（福祉）地域福祉課長

これは利用者だけではなくてやはり市全体の財政に関わることなので、制度の対象外の方にも理解していただきたいという趣旨の答弁です。

○高橋（龍）委員

さらに根本に戻ってお伺いをいたします。

制度趣旨についてですが、制度の根幹となる文章としては、ふれあいパス交付規則第1条「高齢者が積極的に社会に参加し、ふれあい、もって心身の健康の保持と生きがいの創出に資すること」。平易な言い方になると、高齢者が積極的に社会参加をすることで健康を保ちながら生きがいつくりのきっかけになるための制度であるということです。この文から読み取れる制度の目的について、いま一度、御説明をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○（福祉）地域福祉課長

ふれあいパス交付規則の文面でいうと目的というのはあくまでも高齢者の心身の健康の保持と生きがいの創出で、その方法論として積極的な社会参加を通じて目的の達成を目指すという意味合いになります。

○高橋（龍）委員

国語の時間のようになくなってしまっただけで申し訳ないのですが、次にこの交付規則の中にある「積極的な社会参加」という言葉です。これはどういうことなのか、定義が少し難しいのかと思うのですが、これの目安の設定につ

いてお答えをいただきたいと思いますが、いかがですか。

○(福祉)地域福祉課長

定義というのは確かに委員のおっしゃるようになかなか難しいと思うのですが、一般的にはサークルだとか、団体活動、そういった活動への参加とか、あと高齢独居の友人に会いに行くとか、そういったことが想定されるものと思います。

そういった多目的な利用実態を踏まえた上で、やはり市の財政的な問題もあることから一定の支援という考え方で、本会議でも市長から答弁いただきましたが、週1回程度を助成するという考えによるものです。

○高橋(龍)委員

では、少し別の観点でお聞きいたしますが、移動距離に応じて料金が上がる、いわゆる対キロ区間についてお聞きいたします。

改正案では対キロ区間運賃は利用者負担となります。この点について居住地による公平性の差異について、御見解をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○(福祉)地域福祉課長

実は今回の見直しの検討の中で最後まで迷ったのが対キロ区間運賃の負担の部分でして、公平性の観点で申し上げますと居住地がどこであれ、回数券は1回240円という金額で使うことができ、その内訳として市が半分の120円を負担しますので、住んでいる場所にかかわらず一定の区域内は同一料金で、それを超えたときには支払いが生じるというものです。

加えて言うと、行き先を限定するわけでもないので、例えば花園に住んでいる方が桂岡町へ行くのと、桂岡町に住んでいる方が花園へ行くのとで料金は全く同じになりますので、公平性という意味ではこういうふうに認識しています。

○高橋(龍)委員

これまでではそもそもその制度の中でといいますか、対キロ区間を事業者である中央バスが負担をしてくれていたことで不公平ではなかったと捉えています。それができないとなるとまさにその公平性の観点から対キロ区間部分が、利用者負担にならざるを得ないと捉えたのですが、それはそのような解釈でよろしいでしょうか。

○(福祉)地域福祉課長

そのように考えています。

○高橋(龍)委員

では、次にお伺いいたしますけれども、そもそも今回の制度改正によって変更される部分がどこかという、今申しあげましたように対キロ区間の利用者負担と、年間12冊という上限設定です。金額でいうと助成額の上限は1万4,400円になります。

利用実態と照らしたときに、先ほど須貝委員からの御質問の中にもありましたが、平成26年度の数字では約74%でしたけれども、これは約74%の方がその金額の中に収まっていると捉えてよろしいですか。

○(福祉)地域福祉課長

そうです。

○高橋(龍)委員

ちなみに平成26年度の、ふれあいパスの販売冊数と昨年、令和元年度の販売冊数はそれぞれ何冊でしたでしょうか。

○(福祉)地域福祉課長

平成26年度の販売冊数は21万184冊、令和元年度は18万990冊になります。

○高橋（龍）委員

平成26年度が21万冊、令和元年度が18万冊ということで、26年度と比較して昨年度の販売数は減っているということです。この数字からいくと、26年度のデータで約74%の方が12冊以内の利用ということですが、令和元年度の段階では、もっと多くの方が年間12冊以内で収まっているとも考えられます。

例えば利用人数や1人当たりの平均販売数などから読み取れることについてお聞きしたいと思うのですが、いかがですか。

○（福祉）地域福祉課長

確かに冊数が減って交付人数が増えているので、一般的に考えられるのは1人当たりの購入量が恐らく減っていることが想定されますので、カバーできる範囲が少し広まっているというか、上がっている可能性があると思います。

○高橋（龍）委員

今おっしゃっていただいたこと、つまりその平成26年度のデータを使うよりも、今のほうが影響を受ける方が少なくなるのではないかという意味合いだと捉えました。

次に事業費に関して伺うのですが、1億5,000万円を指標に事業の組み立てをしているということについて御説明をいただきたいのですが、こちらはいかがですか。

○（福祉）地域福祉課長

このふれあいバス事業は市の独自事業になりますので、やはり実施に当たって一定の基準がどうしても必要になるもので、現在は平成24年度の事業評価に基づき当時の決算額をめぐりとして1億5,000万円と設定しているものです。

○高橋（龍）委員

平成24年度の決算額を根拠に1億5,000万円ということですが、当時と比べて今のほうが財政的に苦しいと思えますけれども、改めて事業評価の観点から考えるとこれ以上の事業費の引上げは難しいと考えてよろしいのでしょうか。

○（福祉）次長

ふれあいバスの制度に対しての現在の利用対象者などからの声につきましては、この制度の維持を望む声が多かったと、これは本日の冒頭の答弁でも申し上げましたけれども、その一方で市が市民に提供しなければならないサービスですとか施策につきましては、福祉分野に限っても社会情勢や地域の実情などに応じてますます多岐にわたって変化しておりますので、そうしたことを言わば俯瞰しながらバランスよく対応することが行政として求められることのひとつと認識しております。

特にこのふれあいバス事業は市の独自事業ということで行っておりますので、今の財政状況の中で制度を維持するためにはこれ以上の事業費の増額は難しいため、利用者の皆様にもぜひ御理解をいただきたいと考えております。

○高橋（龍）委員

社会情勢を俯瞰してという言葉がありました。まさにそれが今必要なのではないかと思います。

最後の質問になりますけれども、この制度を維持していくに当たって制度維持に向けて最も課題となるのはやはり事業費であると考えてよろしいのでしょうか。

○福祉部長

委員のおっしゃるとおり、事業費が最も課題であるというふうに考えております。

やはり事業費が上がるとこの制度に対する市民の理解が、やはりそれだけ得づらくなるのかなど、本市の場合は高齢化が進んでいますので、そうなるこの事業を支えるための下の世代の負担がやはり増えていくことになると。何度も繰り返している話になりますけれども、この制度自体を維持するためには、制度改正はどうしても避けられないものと考えているところであります。

○高橋（龍）委員

お考えは一定理解をさせていただきました。上限を設けずに制度を維持していくことが望ましいという気持ちもありますけれども、ただ、高負担になってしまう利用者の方のまさに公平性ということを考えたときには一定の見直しはやむを得ないのかとも感じました。

○面野委員

○収支改善プランについて

それでは、収支改善プランについて、何点かお伺いさせていただきます。

まず、令和元年度の取組の効果額は3億2,500万円ということで想定されておりましたけれども、表にも書いてあるのですが念のために実際の効果額の算定の額は幾らになっているか、御説明をお願いいたします。

○（財政）尾作主幹

令和元年度の収支改善プランにおきます実際の効果額につきましては約2億6,800万円となっております。

○面野委員

決算時における収支改善は7億8,600万円ということで表にも書かれているのですが、やはり私の解釈では効果額云々というよりも決算で生じる不用額によって生じる財源が財源対策への大きなウエートを占めているようにこの表を見ても感じるのですけれども、次に何度も御答弁いただいていると思うのですが改めて不用額が生じるケースについて御説明をいただけますか。

○（財政）財政課長

予算につきましては、その予算編成時点での状況に合わせて歳入歳出予算を編成しておりますので、予算編成時点では見込めなかった要素、例えば国の交付金の減額とか、工事費につきまして予算編成時点の見積額よりも実際の入札などで落ちる場合、そのほかにも扶助費とか補助金とか貸付金などで利用が少なかった場合など、これらの理由などを起因として不用額が生じる場合がございます。

○面野委員

不用額についてなのですけれども、現実的に実施するかどうかは別として、この決算時に不用額を出さないというスキームというのはあるのでしょうか。

○（財政）財政課長

不用額の部分につきましては、昨今、市の不用額が増加傾向にあるということもございますので、現年度予算と決算の乖離をできる限り是正するために、今年度につきましても第1回定例会における補正での精査を予定しております。

ただ、第1回定例会における補正のときというのが通常は財源確保の観点から一般財源ベースでの精査を行うという形になりますが、今年度につきましては金額の大きい事業などの事業費ベースでの精査も行うことによって、決算時における不用額の縮減を図りたいと思っております。

なお、不用額につきましては、例えば扶助費などは事務的経費という形になりますので、予算がなくなった時点で打切りという形の性質の経費ではないことから、過去の決算額等を踏まえた上で予算計上している面もございまして、不用額につきましては一定程度生じることはやむを得ないものと考えております。

○面野委員

令和2年度分の決算額の見え方が少し変わってくるのかという印象ですけれども、予算編成の時点で不用額を見越して積算することは財政上あり得ないと思うのですが、今後もこのような事業費とただいま御説明いただいた予算の関係を運用するのであれば、やはり多額の不用額によって生じる財源をもって収支均衡が図られるような形式になってしまうのかと考えます。

収支改善のためにいろいろな取組を進めて、元年度においては2.68億円の効果額としているが、収支全体を確認すると先ほども申し上げたように、決算時における収支改善ということで7.86億円と大きな金額によって全体の収支が改善しているように見えるので、結局は取組よりも不用額の要素が収支改善に寄与しているように感じられます。

しかし、決算特別委員会でも不用額の議論が行われてきましたが、不用額については収支改善という性質とは全く別のものだと考えられます。せっかく取組を進めているわけですから、今後は表自体の見直しなどを考えていく必要があるのかと考えますが、その点に関してはいかがでしょうか。

○（財政）尾作主幹

表自体の見直しなどにつきましては、今後収支改善プランの見直しを行う際には見通しの表のつくりも含めました見直しを検討してまいりたいと考えております。

○面野委員

よく物事の運び方を説明される場合に、目的と手段を混同してはいけませんよということを私は聞いたことがあるのですが、やはり収支改善プランというのは目的ではなく、きっと手段に当たるのかと思います。目的はやはり収支改善の末、今、多様化する行政サービスの維持ですとか、今後控えております公共施設の再編、それから直下の課題であります長期戦も予想される新型コロナウイルス感染症対策など行政サービスの充実や投資的経費の確保がこの収支改善プランによって生まれるという、そこが目的だと思いますので、表の見直しももちろん必要なこと、見せ方については必要なことだと思うのですが、本当にこのプランをもとに収支改善ができるのか。

また、いわゆる成長戦略へ転じる時期が訪れるのかなど、やはり現実的な将来ビジョンを見据えた協議をこれからも庁内で進めていただいて、時期を見定めて、場合によっては必要によっては民間の企業の立て直しのようなマネジメント手法、外部のプランナーを入れてこのプランの見直しを行うなど、そういう発想も必要なのかと思いますので、今後もそういった点に留意していただきながらプランの改善に努めていただきたいと思います。

◎令和3年の予算編成について

次に、令和3年度の予算編成について伺いたいと思います。

まず、当初予算での新型コロナウイルス感染症対策ということで、2年度は国からの臨時交付金ですとか、関係省庁それから北海道で応急処置的にいろいろと交付、補助された部分で市内でも救われたという事業者の声を多く聞いております。しかし、このコロナ禍、観光業をはじめとして飲食業、サービス業などは低迷が続き、以前いただいた補助金だけでは、もう限界が来ていると私のところにも声が届いております。今後、倒産が相次ぐようなことになれば雇用にも影響がかなり出てきてしまうと思いますので、そうなる前に何か手を打たなければいけないと思います。

小樽市としても国の財源対応は不透明であるという認識を予算編成方針でも示しておりますけれども、限りある当初予算から新型コロナウイルス感染症対策への財政出動というのは考えられているのでしょうか。

また、厳しい財政状況で対策を講じられるのか、この辺について御見解をお願いいたします。

○（財政）財政課長

今年度につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用しまして各種新型コロナウイルス感染症対策を行っておりますが、新年度予算の段階における新型コロナウイルス感染症対応に必要な財源確保といたしましては、予算編成方針と同時期に各部に通知しております予算要求に当たっての基本的事項の中で、新型コロナウイルス感染症対策関連予算については各部において必要な財源を捻出した上で予算要求することとしております。

現状で国の支援などの財源対応が不透明なことから、各部においてその関係の予算を要求する場合についてはまず財源確保を検討してほしいということをお示しております。

ただし、財政出動という面については、新型コロナウイルス感染症に関する影響は非常に大きいものがあります。当然のごとく緊急性を要するものなどもあるかと思しますので、そのような場合については、例えば小樽市新型コロナウイルス等感染症対策資金基金に積み上がっている基金を取崩しするとか、あと、場合によっては財政調整基金の部分を取崩しするなどいろいろ対応は当然、考えていかなければならないと思っておりますので、今後の予算編成の課程の中でそれは判断していくことになるものと考えております。

○面野委員

部署によって新型コロナウイルス感染症対策に必要な費用というか、事業規模が変わってくると思うのですが、今、課長の話の中でも各部で捻出して新型コロナウイルス感染症対策に充てるというようなお話がありました。その場合やはり既存のものを停止、廃止したりとか、事業縮小したりとかで新型コロナウイルス感染症に充ててくださいという方針で進めているという認識でよろしいですか。

○(財政) 財政課長

新型コロナウイルス感染症の部分に限らず予算を編成する上では、やはり私たちは限られた財源を効率的、効果的に分配するということがいけば、新型コロナウイルス感染症にかかわらず、まず事務事業の見直しは毎年度行っていかなければならないものというふうに考えております。

ただ、今回、例えば臨時交付金の部分につきましても、本市にはかなり大きい金額が入ってきておりますが、現状では今週8日に国で閣議決定されました経済対策の部分でも、新型コロナウイルス感染症に関する臨時交付金を1兆5,000億円ということで国の出口ベースで出てきております。これが今後の、例えば三次補正の分の割合とか、あと当初予算に振られる割合とか、このあたりをまだお示しされていないような状態になっておりますから、当然のごとく国の動向も意識しながら、新型コロナウイルス感染症に必要な財源の確保は今後とも進めていきたいというふうに考えております。

○面野委員

◎臨時交付金について

次に臨時交付金の質問をさせていただこうと思っておりますけれども、大体答弁がいただきましたので少し端折ってお聞きすることになるかと思いますが、まずこれまで市独自施策として今回のを入れて第6弾でしょうか。それらに実施されたこの臨時交付金による新型コロナウイルス感染症対策の事業費の総額は、今まででどのようになっていますか。

○(財政) 財政課長

臨時交付金を使った新型コロナウイルス感染症の事業の部分につきましては、臨時交付金以外の特定財源というのも入ってきております。ですから、総額の事業費ベースでお答えさせていただきますが、事業費ベースで約30億円となっております。

○面野委員

それで、これまで行ってきた新型コロナウイルス感染症対策の事業で、一般財源を充当した金額は今幾らぐらいになっているのでしょうか。

○(財政) 財政課長

あくまでも予算ベースのお話しになりますが約2,800万円となっております。

○面野委員

それでは、先ほど少し財政課長が触れられていたのですが、12月8日に経済対策が閣議決定されたとお聞きしておりますが、市への臨時交付金について現状で把握している点があれば御説明をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

制度につきましては先ほど財政課長からお話しいただいたところでございまして、現状どおり報道等では営業時間短縮要請に伴う部分についての店舗への協力金のほかということで、あとは独自、今まで使っているのと同じような使い方と使えるというふうに押さえてございます。

あと、予算の規模につきましても先ほど財政課長からございましたとおり、令和2年度補正、それと3年度当初で分けられて措置されるということで、金額的なところで臨時交付金が1.5兆円とございましたが、それが補正と当初でどういうふうな割り振りになるのか、市町村に入ってくる額というのをお知らせしていませんので、その辺はこれからの国の通知を待ちたいと思っております。

○面野委員

それでは次に、市内の新型コロナウイルス感染症の感染の特徴とか傾向を数値で示していただきたいと思うのですが、個人情報などの観点もあるので、示せる範囲でお願いしたいのですが、まず小樽市内の新型コロナウイルス感染症の陽性者の年代別の数値を抑えておられますか。

○（保健所）主幹

12月9日までの公表分で陽性者の方が238人おられます。この方々の年代の構成ですけれども、公表時の情報ということになりますので、非公表の部分を含みますけれども、30歳以下と、40歳から50歳代、60歳以上と非公表の四つに分けてお伝えいたしますと、30歳以下の方が75人で全体の31.5%、40歳から50歳代の方は31人で全体の13%、60歳以上の方が69人で29%です。そして最後に非公表ということで63人の方が非公表となっておりますが、割合としては26.5%となっております。

○面野委員

次に、検査数全体と238名の陽性者の方がいらっしゃると聞いたので、陽性者割合は割り出していますか。

○（保健所）主幹

238人の方が発生していますけれども、どれだけ検査を行ったかということにつきましては、保健所と医療機関などで行う検査を含めまして、全体では9日公表分までで5,638件の検査を行っております。陽性者が238人出ているので、全体の陽性率としては4.2%となっております。

また、11月に非常に陽性者の方が増加したのですが、11月は83人の方が陽性となりましたが、この月だけで見ますと陽性者は6.1%でございましたけれども、12月9日までで見ますと2.8%ということで、月によって多少変動ありますが、全体では4.2%となっております。

○面野委員

次に、数値ばかり聞いて申し訳ないのですが、経路不明者の割合ともし感染源の特定などそういった傾向が見られるようなものがあればお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（保健所）主幹

経路不明の方の割合について、これも公表時の情報から申し上げますと238人のうち59名の方、割合としては24.8%の方がリンクが不明、経路不明ということでございます。

それで、感染源の傾向ということですが、なかなかこの感染源を特定することは非常に難しいのですが、疫学調査などを行っている中ではやはり感染リスクの高まるような状態と申しますか、例えばマスクなしで非常に濃厚な長い時間の接触がある。それから、狭いエリアでお食事、会食などがあつたりですとか、聞き取りをしている中ではそういったところで感染があつたのかもしれないといったような情報はつかめるのですが、なかなか特定までには至っておりません。

○面野委員

それでは、最後に重症化率と死亡率も数字でお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（保健所）主幹

重症化率がきちんと把握できていないのですけれども、公表時の病状といたしますか、そういったことで答えさせていただきますと、これまでの陽性者の方の中で重症という方は1名でございました。

あと、亡くなった方につきましては、現在こちらで把握しておりますのが6名ですので、全体の2.5%となっております。

○面野委員

ホームページなどには一覧で載せられているのですけれども、こういった数値というのがなかなか見えてこなかったもので、この数値がどういうふうな指標になるかというのは今後の課題にもなるかと思うのです。

次にこの数値を踏まえてということに直接的にはならないのかもしれないのですが、今後、新たに市内で対策しなければいけない事業の考え方ということで、先ほど臨時交付金はまだ金額ですとか、時期とかは不透明ということで状況をお聞きしたのですけれども、やはり感染対策、それから経済政策、そして生活者への支援、雇い止めですとか、収入が減ったとかということも考えられますので、大きな三本柱ということで今回、小樽市も施策を打ってきたところだと思うのですが、私が最近の状況を聞いてみると、やはり成人式の延期による美容室ですとか、記念写真を撮られたりもするのでやはりカメラ屋とか、撮影業界です。それから飲食店への大きな打撃というのは、忘新年会の自粛という部分ではこれは全国的なものになるかと思うのですけれども、そういった各種行事の中止によって例えば音響業者ですとか、印刷屋とか、看板屋とか多岐にわたると思うのですが、やはりそういったことに鑑みて臨時交付金が当たる前にこういったような市内への対策を講じていくのか、または事業化へと進めていくのか、市内でどのように協議されてそういったものを決定していくのかということについては、何か御見解はございますでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内に対する事業といたしますか、取組ということでございまして、当然いろいろな状況が起きておりますのでそれに対応するというのが一番でございまして、前回の定例会でもお答えしてございますけれども感染拡大の防止、それと市内経済の循環、このバランスを取っていくというのがまず一つの考え方になってございます。

取組の内容、どういうことに取り組んでいくのかということなのですが、当然、市長から御指示がありまして、こういうところを少し検討してほしいということもございまして、当然、各種の業界ですとか団体のことを一番分かっているのは担当課でございまして、そういったところともヒアリングですとか、要望ですとか、そういうのをいただいた中で、担当課において事業の内容というのは検討していただいているというところでございます。

実際に事業を行うに当たりましては、当然、財源が必要になりますので、今回まだ臨時交付金総額は見えてございませんけれども、そういったところを活用させていただいて、財源の制約もある中で検討させていただいているところでございます。

○面野委員

多分、飲食店と一言で言っても、これまでも実施されてきましたけれども、持家なのか借家なのか、そういうところでもきっと違いは出てきますでしょうし、どれだけの雇用者を扱っているとか、売上げのベースなどは本当に様々で、かなり制度設計とか事業設計が難しいのかなど。今、例示は経済対策でさせていただきましたが、本当に様々なパターンだったりケースが多分あるので、きっと今後こういった支援制度の展開、事業化というのは結構難航するのかなと思いますので、できるだけ多くの皆さんの声を聞いていただいて、幅広く支援していただけるような制度化に向けて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

最後に1点、私の第3回定例会の代表質問において、減収補填債の発行について質問させていただきましたけれども、その中で、本市では市税決算見込額が一定程度明らかになる年末時点で精査を行うと御答弁いただいたので

すが、大分年末に近づいてきたので、この辺の状況が見えてきているのかと感じたのですが、現在の状況をもしお示しいただける段階にあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○(財政) 財政課長

現在の状況につきましては、第3回定例会で報告させていただいた時点とまだ変わっておりません。なぜかという、直近の収入状況を見た上で判断していく形になりますので、11月までの分が大体今週末に、ある程度、数字が固まってくるものですから、それから精査する形になりますので、今後、当初予算編成に向けて数字というのはつくっていくのですけれども、大きい金額が出るような場合については、当初予算の部分で計上することは当然考えていきたいと思っております。

ただ、数字は現在も算定中ですので、お示しすることはできませんということで報告させていただきます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時34分

再開 午後2時54分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○川畑委員

◎道道小樽環状線、JR塩谷駅付近の信号機撤去について

それでは、私から道道小樽環状線、JR塩谷駅付近の信号機撤去について質問します。

これは代表質問でも質問しておりますけれども、その答弁の中で、小樽警察署に確認したところ、信号機設置の指針に基づいて撤去対象を検討していると答弁がありました。

そこで信号機設置の指針について、全文は結構長いものですから、その要点だけお聞かせいただけますか。

○(生活環境) 生活安全課長

信号機設置の指針につきましては、公安委員会が信号機を設置し、または撤去する場合の一般的事項を定めており、設置の条件が複数明記されております。

信号機の設置のための必要条件の主なものとして、主道路の自動車と往復交通量が最大となる1時間の主道路の自動車等往復交通量が原則として300台以上あること、信号機の設置のための確立条件として、人身事故が信号機の設置を検討する前の1年間に2件以上発生しており、かつ交差点の形状、市民性、車両の速度、物損事故の件数等から交通の安全の確保のため、他の対策により代替ができないと認められることなどがあります。

また、留意事項として、信号機の設置または撤去の検討に当たっては、地域住民及び道路利用者の意見に十分配慮するものとするとしてされております。

○川畑委員

この中で、私が一番気になっているのは、まず、人身事故が前提にあるということなのです。人身事故がなければ対策は講じないという感じで受け止めざるを得ないと。先ほどおっしゃったように、人身事故が信号機の設置を検討する前の1年間に2件以上発生しという前提があるわけですから、事故がなければ信号機はつけないということになるのかと思っております。

そんな中で、今最後にお話をさせていただいた留意事項の中には、信号機の設置または撤去の検討に当たっては、地域の住民及び道路利用者の意見に十分配慮するようになっていました。そこが私は今回一番注視したいところであります。

それでまずは、代表質問の答弁で、交通量の増減についてデータがないので大幅に増えることは明言できないと、それはそのとおりだと思うのですが、私は少なくとも現状より減ることはないのではないかと思うのです。この点について、市でもそういう認識になっているかどうかを確認したいのですが。

○（生活環境）生活安全課長

最上トンネル（仮称）開通後については、道路状況がよくなると考えます。その関係で、他の要素がなければ一般的には今より減ることはないものと認識しております。

○川畑委員

それで、そのような現状をご覧になっているのでしょうか。それをまず確認させてください。

○（生活環境）生活安全課長

今回、信号機の撤去の話がありましたので、その関係で一応現場は確認しております。

○川畑委員

現状を見ていただければ、私の質問に答えてもらえるかと思うのですけれども、最上から旧塩谷中学校への道道小樽環状線があります。それと市道停車場通線、すなわち国道から徳源寺の坂を上って、JR塩谷駅に通じる市道ですね。この交差点なのですよ。

御覧になって、ここも危険だとは思いませんでしたでしょうか。その辺はどうですか。

○（生活環境）生活安全課長

一応現場を確認したのですけれども、その現場の交差点には、カーブミラーを3基設置していることは確認できました。その関係で、市民性は確保されているため問題ないと感じております。

○川畑委員

御覧になってそういうふう感じたことが悪いとは言いませんけれども、私は特に市道停車場通線、JR塩谷駅へ向かう場合と、丸山下のほうから、踏切から道道に出るところ、ここが一番危ないと思っているのですよ。確かにミラーはついています。ただ、徳源寺の坂を上がってくると、急な坂で冬期間はロードヒーティングが入っているところですよ。

そして踏切からおりてくる場合、大きなカーブで交差点へ来ると、最上から来る車は見えにくいのです。そして逆に徳源寺の坂を上がってくると、海岸のほうから上がってくる車が全く見えにくいと。そういう点で、せっかくミラーはあるけれども、本当に危険だという感じがするのです。

そのことについては、住民の方がこのような言い方もしています。丸山下の方なのですが、町なかに出かけた帰り道は徳源寺の坂を通らないでぐるっと旧塩谷中学校の通りを通って道道を来るのだと。それはなぜかという、交差点が危険なので、あそこを通らないようにしていると。市道を上がってこないようにしているのだというのが率直な意見なのです。確かに私もそう思います。

その中で、撤去するという小樽警察署の方が来て、説明会をやったときに、参加された住民から信号機の存続はもちろん大事なわけけれども、交差点の信号をつけてほしいのだと、これが本音だと言うのですよ。歩道の押しボタンでも、今あるのは必要なわけけれども、それよりも一般の交差点の信号機をつけてもらったほうが安心できるということなのです。

それで、説明会では皆さんの御意見を上に伝えますと。しかし撤去についての判断は公安委員会がするので、後で返事をするというようなことを言っておられました。

そこで、丸山下町会と親和町内会、そして私も塩谷文庫歌町内会の会長をしていますので私のところにも来て、

小樽警察署にJ R塩谷駅近郊の歩行者横断信号機の継続設置を求める署名をやりたいということで署名して集めたのです。そうしたら301筆集まったのです。というのは、丸山下町会が72戸しかないのです。そして親和町内会は62戸、塩谷文庫歌町内会も73戸ということで、3町内会を合わせても200件くらいなのです。その中で、301筆集まったのです。私はやはりすごい熱意が籠もった署名なのだと感じているわけです。

それで、小樽市にお願いしたいのは、まず警察署はまだ来ていないのですね。その後、何も撤去するとか残すとかという返事はまだきていないのですけれども、だからこそ今こうして運動しているのを見て、市が市民の安全や安心を守る上で、ぜひ支援してほしいと。その支援の仕方は、市から小樽警察署にぜひ申入れをしてほしいのだと、これが町内会の役員の意見なのです。その辺について検討できないかどうか、具体的に説明してもらえませんか。ようか。

○（生活環境）生活安全課長

市では小樽警察署に対して、今回の供用法に関して、住民の意見を聞いて丁寧な説明をするようお願いしているところなのですが、改めて、地域住民の撤去反対の声に配慮して検討するよう伝えてまいりたいと思います。

○川畑委員

今の答弁で、もう警察署にはお話ししてくれていたのですか。

○（生活環境）生活安全課長

今回、話がありましたので、その場で話はしているところであります。

○川畑委員

私は町内会の方にも伝えなくてはならないので、もし申し入れていたとすると、いつ申入れをしているのかお聞かせいただけますか。

○（生活環境）次長

小樽警察署で住民の皆さんに説明会を行っているという報道がございました。その際に、私どもで小樽警察署に対し、いろいろ聞き取りをしております。それで酒井委員の代表質問でもお答えをしているところでありますけれども、聞き取りをしている中で、小樽警察署に対しても住民の意見をしっかり聞いて、判断いただきたい旨を担当からお伝えをしているということでございます。

○川畑委員

そうしたら、代表質問の前、後、それはどちらですか。

○（生活環境）次長

もちろん新聞報道があったのは前ですので、その時点で聞いております。

○酒井委員

◎ふれあいパスについて

それでは、ふれあいパスについて代表質問から、続きなどについてもお伺いしたいと思います。

まず、今回の見直し方針というのは、大変拙速であると思います。そもそもなぜ今この時期にという、そういった声を多数聞いています。例えば、この新型コロナウイルス感染症によって非常に大きな混乱が起きている。ですから、こういったものが一定程度収束した後に、市民の中で議論をしていくことが必要なのではないかと私は思っています。

なぜこうした時期に、こうした見直し案を示したのか、お示し願えますでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

このふれあいパスの見直しは、先ほども答弁させていただきましたけれども、平成24年度の行政評価に始まり、ここからずっと続けてきたものであります。なのであくまでその間財政の状況もかなり厳しいものになってきてい

るので、原部としてはやはり早急に見直しするべきことだと思っていますので、新型コロナウイルス感染症の状況がどうかということを基準に制度をどうする、こうするという考えはありません。

○酒井委員

ひどいと思います。まず、この問題について、2015年のときにも私は質問したのです。そのときにも、例えばこの1億5,000万円をめどとする、それ自体も問題ではないのかと。決算の云々という話がありましたけれども、やはりこれがスタート地点になってしまったら問題だと思います。

これまで対象者数は増えているのに購入者数が減っていくというような形も示されていましたし、この1億5,000万円をめどにするという考え方自体が問題だと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○(福祉)地域福祉課長

これも先ほどの繰り返しになりますけれども、市の独自事業ですから、やはり一定の基準といえますか、ラインは絶対必要になると思うのです。それを検討した結果、このラインであれば今後将来にわたって続けていけるという数字になったものですから、あくまでこれに合わせて見直しを進めてきたところです。

○酒井委員

それ自体がやはり問題と思うのですよ。私は、こうした制度をどんどん利用してもらって、その結果、元気な高齢者の方がどんどん増えていって、結果として小樽市の人口も増えていく、そして健康な高齢者が増えていくことがやはり一番望ましいことなのではないかなと。1億5,000万円というのを、これがもう基準なのだと、めどなのだという形でやっていくこと自体、私は問題ではないかと思っています。

それから、負担率の問題です。現在も、120円という形で負担しているのですよ。さらに負担を増やしていくことについては、やはり大きな問題ではないかと思うのですけれども、まず負担率についてどのようにお考えでしょうか。

○(福祉)次長

現在案としてお示ししているのが、均一区間の料金240円の半分を市が負担し、半分を利用者が負担すると。

それから、恐らく委員がおっしゃっているのは、区間外の対キロ区間運賃を利用者負担にするということで御指摘いただいたかと思うのですけれども、やはりこれも繰り返しになりますが、どこで財政的な負担にラインを引くかというところで、あと、これまでの利用実態等から、なるべく全市民といえますか、パスの利用対象者にとって公平性を保てるかというところで、案として決めさせていただいたところです。

○酒井委員

ここで伺いたいのが、他の都市の例です。代表質問の中でも旭川市の例を出しましたがけれども、負担率はやはり低いのです。小樽市が120円という形で、既に半分負担という形で50%は大きいです。これまでも紹介させていただきました札幌市の例なども10%から25%ぐらいだったと思うのですが、それまでの負担となっている。今も十分負担しているのだけれども、さらにもっと負担しなければならぬ形になっていくと、やはりそうした負担が大きくなっていくことは問題ではないかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○(福祉)地域福祉課長

こういった高齢者への交通助成制度ですけれども、あくまで、その市の状況だとか対象者の人数、当然財政規模というのも関係していると思うのですが、それによって変わってくると思いますので、小樽市のようにやはり高齢者、対象者が多い市は結局それだけ負担が大きくなりますので、できるにこしたことはないのですけれども、やはり財政的な問題もあって、一定程度のところを線をかざるを得ないというふうには思います。

○酒井委員

財政的なものだというのですけれども、市の事業の中でも我々が無駄だと主張したものはたくさんあるわけです。そうしたものを整理していったりすることができるならば、こうしたものについてもしっかりとやることができると

思うのです。考え方はすれ違ったままなのです。

そこで、現在もどうしても2路線を使わざるを得ない方がいらっしゃいます。以前の、小樽市ふれあいパス利用状況調査結果及び制度見直し検討報告書を見ましても、オタモイですとか、また、様々な地域で2路線以上を使っている方がいらっしゃると示されております。こういった方々について、中心部とやはり状況は変わってくると思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

このふれあいパスの使い方ですけれども、調査からも分かるとおり、それぞれ皆さん、目的も違いますし、頻度も違うと思うのです。それで今おっしゃっているのは2路線の話で、対キロ区間運賃についてもやはり同じことが言えると思うのですが、今回の見直しで一つポイントに考えているのが、公平性という点なのです。それで、先ほども少し説明させていただきましたけれども、どうしてもこれを考えるときに、中心部より遠くに住んでいる方が中心部に向かって来るというイメージで考えがちなのですが、実は中心部に住んでいても、対キロ区間をまたがって利用している方も相当いるわけなのです。そう考えると、まず一つ判断したのは、住所によって差をつけるのは、これは公平ではないというふうに考えました。

あとは、利用目的によってやはり医療機関の通院に使われている方もいれば、サークル活動とか、そういった方はいろいろいると思うのです。そのどこに基準を置くかということも難しいところだと思うのですけれども、あくまで公平性という観点からいくと、例えば住所だとか、使う量によって差をつけるのではなくて、皆さん一律に1万4,400円という、これが最も公平性があるという考え方になるのではないかと判断しました。

○酒井委員

今、課長が公平性と言いましたけれども、議会の中でも指摘されたとおり、答弁では平等と言っているのです。平等では駄目なのです。まさに公正公平でなくてはいけません。どんな場所に住んでいようが、どんなところで使っていようが、サービスが受けられるのが、私はそれがあべき姿ではないかなと。だからこそ今やられたのではないと思うのです。平等と公平は違うのです。

それで、お伺いするのが、今回、示されたのが、代表質問でもあったとおり、11月9日にホームページに載せたというのです。それまでは、市民は知らなかった。ホームページを見ない、見られない市民にとっては今も知らないのかもしれない。それでも伝えていくということはないのですか。

○福祉部長

この制度の見直しについては、来年4月から実施されるものですので、まず市民への周知ということに関しては、11月にホームページをアップしてもまだ5か月あるということでは、周知についてはできるのかというふうに考えているところです。

○酒井委員

それはおかしいのです。こういった見直しを考えているから、皆さんに意見を言わせてくださいというのが筋ではないですか。けれども11月9日にホームページに掲載して、そして今定例会で決着をつけようとしていると。それでは、市民を置き去りにしていると言われても仕方ない話です。本来で言えば、こういった見直し方針が出されたのは初めてなので、改めて市民の意見を聞くのが当然ではないでしょうか。それでもやるつもりではないということなのですか。

○福祉部長

これまでもお話ししましたが、私どもは関係している方の意見をこれまでも十分お聞きして、その中でこの制度設計をしてきたわけですから、例えば利用者の意見も長くこの制度をやる中で、いろいろ聞いてきています。その中で、例えば使用期限を撤廃してほしいとか、あるいはパスを使わないでも済むような利用にしてほしいとか、いろいろな意見があって、そういったものも全て今回の見直しの中に反映してきている部分はありますので、私ど

もとしてはアンケートも含めて、市民の意見も聞いてきているということで、それは同時に、その関係している方には、一定説明をして理解はいただいているというふうに考えております。

○酒井委員

いや、おかしいのです。これまでも制限方針はずっと出されて議論されたものなのです。それは昔の話を持ち出されて、いろいろな意見を聞いてきたと言われても困るのですよ。

例えば、年齢制限をしたほうがいいのではないかというお話もありました。所得制限したほうがいいのではないかという話もあった。それから、前回の見直し検討のときにもあったように、負担率を減らす、その一方で年間15冊にするというのもあった。それぞれの考え方があって、その上である程度の方針が決まって、そして皆さんどうですかというのが本当ではないですか。そういったことでやっていくというのは、私はとても問題だと思うのです。問題ないとお考えでしょうか。

○福祉部長

これが、例えば事業費の制限とかがなくて、利用の在り方について、よりよい方法ということであれば、これは利用者の意見も、もちろんもっと聞く必要があるのかもしれませんが、今回に関しては、どうしても財政的な部分として事業費の抑制という制限がある。その中でできる部分ということでやってきたので、どうしても制限はついて回ると。その分については市民の方には御理解いただくことになるのかというふうに考えております。

○酒井委員

おかしいですね。大体、こういった、市民にとってサービスの削減になるようなことというのは、これまでも市民の意見を聞く場を必ず持って来たと思うのですよ。最低でもパブリックコメントなどをやられたと思うのですよ。今回、その該当にもならないのですか。

○福祉部長

今回はあくまでも制度の見直しということですので、パブリックコメントとかを考えているところではありません。

○酒井委員

いや、問題だと思います。こういうやり方がどんどん進められてしまったら、何のために市民の意見を聞くというのがあるのか。意見を聞かないまま、どんどん進めてしまうことができちゃう。これは大きな問題だと思います。

そもそも、議決前に市民の意見を聞くという考え方については、聞く考えはないと。なぜ聞く考えはないのですか。

○福祉部長

先ほどもお話ししましたがけれども、私どもはこれまでに十分市民の意見も聞いてきているというふうに考えております。ほとんどのこれまで聞いた意見が事業継続をしてほしいというのが一番大きな意見であって、そのためには、制限もやむを得ないと、これは利用者の要は70歳以上の方からもそうですし、70歳未満の方のアンケートでも同じような意見。ですから、これは私どもは市民の意見を聞いて、その上で皆さんの御協力もいただきながら、まとめてきたものというふうに考えております。

○酒井委員

おかしいですよ。大体こういったことについて聞く必要がないという時点で、やはり市民とかけ離れていると思います。事業を続けてほしいというお話と、それから、利用制限してもよいという話、これはあったとしてもどういった利用制限をやられるのか、その上で皆さん判断してくださいという話は、あるべき姿ではないのですか。

どういった制限をされるか分からないままに、利用を続けていくことだけを拾っていくというのは、私は、とてもまずいやり方ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○副市長

これまでも、原部では答弁しておりますが、こういう制限の問題を市民全ての方に、その都度聞いていると、いろいろな方がおります。いろいろな意見があります。それらをまとめて、しっかり客観的に御議論いただくのが私はこの議会の場だと思っております。そのために我々は、昨年7月から、何回も勉強会を開きながら、いろいろな案を示しながら御議論いただいておりますので、判断は議会の皆さんがこれからされることと思っております。

○酒井委員

勉強会をやったからそれでいいのかというと、それは大問題ですよ。だってその中身について、勉強会の中で決められるわけではないです。その中のものを広げていくこともできないわけですから。あくまでも、こういった勉強会は何のために行うのかといたら、議員間の中でこれまでどういった議論があったのかということを含めて、それぞれ、以前からの議員もいますし、新しい議員の方もいますから、そういった点で勉強していくのが趣旨だったはずで、あくまでも改正や見直しを前提にして行っているものではないのです。それは勉強会をやったから伝えたことになっているということについては、全く当てはまらないことなので、それが問題だと思います。

それから、人口問題であります。

この人口問題も大きな問題なのです。けれども、代表質問の中でもこのままだったら住めなくなるというお話をさせていただきました。そうしましたところ、こうした人口問題については判断されないというお話だったと思うのです。それは大きな問題だと思うのですよ。やはり人口減少に拍車をかけることは間違いないのではないかと思います。その点についていかがでしょうか。

○市長

この前の再質問か再々質問の中でもお答えさせていただきましたけれども、人口対策でこの問題をやっているわけではないのですね。あくまでも高齢者の皆様の社会参加や生きがいを持った、あるいは潤いを持った生活をお支えしようという趣旨でやっているものですから、人口減少に拍車をかけるというふうには私は考えておりません。

○酒井委員

それは、全然話が違うのです。結果として、高齢者のための事業を行っていくことで、様々な事柄が人口問題に絡んでくるわけなのです。例えば、子どもの医療費の問題もそうですし、また、住みよいまちだというわさを聞きつけるという話もそうですし、高齢者にとってもこうした事業が行えているということもまた一つですし、こういったものは一個一個積み重なって行って、人口というものがやはり魅力あるまちともつながってくると思うのです。それをふれあいパスについては、こうした経済対策や人口対策でやっているわけではないのだという言い方をしてくるのはおかしいです。結果として、経済や人口などに影響があるのではないですかというお話をしているのですよ。影響は判断しないのですか。あくまでも高齢者対策だから、このことについては考えないということなのですか。

○市長

市長としていつもお話をさせていただいておりますけれども、現下の小樽市の一番のテーマというのは、財政と人口問題だというふうに考えています。ですから、その人口の問題について、いかにその人口減少の要素を潰していくかということは、これは市長にとって大変大きな役割だというふうに思っています。だから、またそれも意識しながら政策を進めておりますが、今人口減少に拍車をかけるとおっしゃいましたけれども、お一人お一人が転居をする場合には、いろいろな条件を考えた上で、この条件では駄目だと判断をされたときには、それは転居をお考えになられるでしょうけれども、ふれあいパスのありようによって人口の減少に拍車をかけるということは、基本的には考えられないというふうに思っております。ですから、考慮はいたしません。

○酒井委員

非常に冷たいのですね。実際にこういった声があるわけです、蘭島の方で。このままでは住めないから札幌に行

くと。これがもし行われれば1人、人口が減るわけです。

また、別の方では、目的には合わないけれども、年金では暮らしていけないから、働くときに、パートやアルバイトだったら交通費が出ないから、仕方なくこのふれあいパスを使ってやっているという方が、これは目的外だから駄目だというふうなことは、それはあることなのだけれどもこうした制度がどんどん後退していくことによって、結果として人口減少につながっていきかねないというのは、これは紛れもない事実ではないですか。それを考慮はしません。高齢者の社会参加の部分だからやりません。これでは駄目ですよ。もっと温かみを持って考えていただきたいと思います。

○市長

議論がどんどんずれていっているような感じがするのですけれども、決して高齢者の方に冷たくするというのではなくて、これは今まで担当者もいろいろと、副市長も今お答えさせていただきましたが、小樽市の取り巻く状況を考えると、今までやってきたことを、今までどおりやっていくことが大変難しくなっているというふうに思っているのです。それは酒井委員も十分御存じだと思います。

私どももやらないというのではなくて、私たち職員も一生懸命限られた条件の中で、どうやったら続けていけるのかを、真摯に議論してきたわけですよ。年齢制限や所得制限、冊数制限など、幾つものシミュレーションを組み合わせた中で、どうやったら市民の皆さんへの影響が少なくなるか、ふれあいパスを残しながらです。影響は少なからずあると思いますけれども、そういった中で議論をさせていただいて、ここでお示しをさせていただいているわけですから、決して小樽市の取組が高齢者の方に冷たいということではなくて、私どもとしては厳しい状況の中ではできるだけのことをさせていただいたということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○酒井委員

理解することはできないですね。最初にまた逆戻りなのですけれども、大体もしこういったことを具体的に行っていくならば、時間をかけて行うべきなのです。今回、冊数制限をやっていくということを具体的に示して行って、それまでは分からなかったわけですから、どういう形になっていくのか。今までも言われたのは、所得制限になるのか、年齢制限にするのか、冊数制限にしてくのか、どういったものを、またいろいろなものを組み合わせていくのかということ、いずれにしても制限することを知ったけれども、具体的なものは分からなかったのです。出てきたのはこの11月なのです。だからそれを受けて話をし、その上で市民の中での理解が得られるという形になれば進めていけばいいし、得られないという形だったらまた別のことを考えていけばいいし、あまりにも拙速過ぎるというのは、これを言っても同じ話になってしまうので、これは聞きませんが、私はあまりにもこれは問題だと思っております。

こうした、このふれあいパスの問題について、引き続きこれを取り上げてまいりたいと思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○横尾委員

◎収支改善プランの取組内容について

まずは収支改善プランの取組内容についてということで、代表質問の中でもさせていただいた収支改善プランの取組の内容について、深く聞かせていただきたいと思っております。

まず、取組内容「No. 4 広告料収入の確保」についてということで、ホームページの掲載の広告料収入の関係で聞かせていただきました。いろいろ聞かせていただいた中で、ホームページの広告料について2万円と小樽市で設定されていますけれども、これは道内の主要都市の設定金額を参考に決めたということですが、このときのでよしいので、他市の金額はどのようなものだったのかお聞かせください。

○（総務）広報広聴課長

ホームページの広告料金の決定時に参考にした自治体はということですが、このホームページへの事業者等が掲載する広告欄の導入というのが、平成17年5月1日からスタートしておりまして、この当時のヒアリング調査の資料を探したのですが見当たらず、21年11月に現在のホームページの管理システム、CMSですね。CMSへのリニューアルに向けて21年8月に調査した記録がありましたので、これを紹介させていただきますと、主な都市の月額ベースですけれども、旭川市が月2万円、釧路市が同じく月2万円、北見市が月1万5,000円、苫小牧市で月1万5,750円となっております。

○横尾委員

私も、現在のホームページから調べたところ、結構ほかとも変わっている部分があって、安くなっているところ、高くなっているところ、いろいろあって、それで見直しをしているのだと思っているのですが、その当時から小樽市は2万円が変わっていないということではよろしいのでしょうか。確認だけお願いします。

○（総務）広報広聴課長

おっしゃるとおり、2万円のまますと変わっておりません。

○横尾委員

あと、トップページのアクセス数の答弁もいただいたのですが、4月から11月の1か月平均のアクセス数については、令和元年度が5万8,789件、2年度が10万3,470件ということで、新型コロナウイルス感染症が感染拡大してから、ホームページの検索が増えていると思うのですが、この数字なのでは、多いのか少ないのか、少し分からないのですが、このホームページのアクセス数をどのように捉えているか、お聞かせいただきたいと思います。

○（総務）広報広聴課長

1自治体の事例しか捉えられなかったのですが、例えば、委員が読み上げていただいた市長の答弁の、令和元年度の月平均5万8,789件、これに対比した形で旭川市の件数を見ましたところ、月8万7,105件ということで、元年度当時ですけれども旭川市に比べて7割程度のトップページへのアクセスになっているということが分かりました。人口規模等から比較しても、決して小樽市のアクセス数が少ないというふうには捉えておりません。

○横尾委員

極端に少ないとかそういったものではなく、人口比から考えてもそこそこ見られているのではないかと思うのですが、この広告の募集についてなのですが、ホームページ上でアクセス数を載せていなくて、結局、広告を載せる側からすると、どれくらい見られているのかというのは検討の材料になるのかなど。やはり多く見られていれば効果があるのではないかと、少なければあまり効果がないかと思うのですが、この数字は載せていないのですけれども、何か課題みたいなものでしょうか、問題があったのでしょうか。お聞かせください。

○（総務）広報広聴課長

これまでアクセス数の月変動が激しいなどのことから、固定値として数値を上げることは、表現することはしていませんでしたが、直近の前月の数字であれば、毎月更新をしながら載せていくことは可能だと思いますので、これまで載せていませんでしたが、このお話を聞いて、掲載する方向で考えたいと思っています。

○横尾委員

昨日質問を考えていて、様々調べたのですが、ホームページの広告を募集しているところの大体半分くら

いは載せていました。こういったものがあると申し込んでもらう立場からすると、やはり自分たちの広告がお金に見合った部分が出るのかどうなのかという視点はすごく大事だと思いますので、収支改善プランの取組の内容にもなっていますので、ぜひこういった視点でもお願いしたいと思っております。

今回、今年度のホームページの広告、トップページの広告欄が空いたままというか、民間業者がいらっしやらないのですが、今後掲載の予定は今のところあるのか、見込みがあるのかお聞かせください。

○（総務）広報広聴課長

今年度の申込みは今のところ聞いておりませんので、今の状況が今年度中は続くのかと感じております。

○横尾委員

例えばなのですけれども、新型コロナウイルス感染症対策として広告代理業者を通していただきますので、その人たちの必要経費をぎりぎり金額に含まれるような広告料に押さえて、市内の業者を応援するような意味でこの価格を少し変更して募集をしたりするというような対策も何となく素人考えではできるのですけれども、そういったものは実際可能なのでしょうか。お聞かせください。

○（総務）広報広聴課長

年度内ということですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員のおっしゃったとおり、広告を取扱っている広告代理店が2社おまして、ここの契約も年度契約となっておりますことなどから、年度内において料金改定とか、そういったことをする考えは今の段階ではありません。

○横尾委員

金額もなかなかあるので、空けておくよりは安い金額でいいのかな。そしてまた、こういった時期だからこそ、広告の効果みたいなものを感じてもらって、次年度の広告、ホームページも多分変わると思うのですけれども、そのときにぜひ申し込んでもらうような仕掛けも有効なのかと考えていましたので、質問させていただきました。ホームページについては終わります。

次に、広告料収入なのですが、そもそもこの自治体広告のメリットというのはどのようなものがあるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○（財政）尾作主幹

市の媒体に広告を出すことの事業者におけるメリットについての御質問だと思うのですが、一般的には市の媒体に広告を出すことによって、信用度ですとかが見られたり、イメージアップにつながるものが想定されること、また、掲載費用については民間の何かの媒体に出すよりも安価であることも想定されるのかと考えております。

また、収支改善プランの取組としましては、歳入増の取組として、直接広告料収入が市の財源になりますので、そういった意味では、市といいますか、地域の貢献にもつながってくるのかと考えております。

○横尾委員

広告料収入の確保ということで、各部署が知恵を絞ることになると思うのですが、表現するに当たって広告料収入のできる想定しているようなものというのは、ここには各種封筒、印刷物などと書いているのですが、そういったものが想定されているのか、思いつくというか、考えている部分だけでもよろしいのでお聞かせください。

○（財政）尾作主幹

収支改善プランの中での広告料収入の確保について、具体的に今、委員がおっしゃったような各部の印刷物ですとか、ホームページへの掲載以外のもので、今具体的に想定できるものはございませんで、プランの取組の中では、各部に知恵を出していただいて、そういう増収が図れないかというのを、予算ヒアリングのときなどに財政部からは働きかけを行っているところです。

○横尾委員

なかなか広告料収入の確保をしようということで全体で動くこともないと思うので、各担当が知恵を絞るのかと思うのですが、私は少しホームページをネットで調べたところ、いろいろなものがありました。例えば、エレベーターのドアにつけるなどというのいいのかということもありますし、家の中を眺めてみたのです。家の中に市から来ているもの、貼っているものはないかと思ったら、ごみの収集カレンダーと給食献立表というか、学校給食だよりですね。これはずっと貼ってあるのですよね。あれは1か月の給食と自分の家の御飯が合わないよということ、工夫したりして貼ったりしているのですが、それで1か月ずっと貼り続ける、そして子育て世代が見るものということでターゲットも絞られて、こういった形で給食だよりみたいなもので広告をつくっているところがないかなと探したところ、埼玉県鶴ヶ島市や山梨県甲府市などでそういった取組をしているのが確認できました。

こういった形で、ターゲットとして子育て世代のところに届くという特徴もあるので、ぜひこういったものも検討できないのかと思うのですが、この学校給食だよりの広告掲載について見解があればお聞かせください。

○（教育）学校給食センター副所長

学校給食だよりの広告についてでございますが、給食センターでは毎月の学校給食だよりはホームページに掲載するとともに、毎月全保護者世帯に紙で配布しているものでございます。

日々の献立内容のほか、栄養や衛生など様々な食に関する知識なども掲載しておりまして、食育の教材と位置づけておりますので、これまで広告の掲載について検討したことはございませんでした。

道内主要8市にお尋ねしたところ、広告を掲載している都市はありませんでしたが、委員の御指摘のとおり、先進事例もございますので、調査して検討してまいりたいと考えているところでございます。

○横尾委員

なかなか媒体は限られていると思いますけれども、本当に知恵を絞ってこの目標達成に向けて、取り組んでいただきたいと思っております。

◎クラウドファンディングについて

次に、クラウドファンディングの積極的な活用についてということで、7番に示されておりました。用途を明確にしたクラウドファンディングの積極的な活用についてということで、令和3年度予算編成で対象事業を選定するために残したというような記載が収支改善プランの中にありましたけれども、何か具体的にそのような想定しているものがあればお聞かせください。

○（財政）尾作主幹

今回は11月中旬に議員の皆様にご取組の本掲載、別掲載という見直しの報告をさせていただいたときに、クラウドファンディングについては本掲載に残しました。その意図としましては、これまでプランの計画期間が令和元年度から7年度までの実績ではないのですけれども、クラウドファンディングを実際に行って、石原裕次郎記念館の展示車両ですとか、アイアンホース号の修繕で実績があること、また財政部としても、新年度の予算編成の中で該当する事業がないか見つけていきたいという意思がありまして、今回あえて残したところであります。ただ、11月にこの見直しを策定した時点では、まだ予算要求が各部から出てきておりませんでしたので、今後、予算編成を進めていく中で、事業を選定できればいいなというふうに考えております。

○横尾委員

なかなかクラウドファンディングと言われても、原課だけで知恵を出すのは難しいのかと思っていました。私が少し感じたのは、西東京市で国の史跡の整理にクラウドファンディングの応援を求めるといようなものを行いました。

また静岡県三島市でも国指定史跡の山中城の跡を良好な状態で後世に引き継ぐためということで、ガバメントクラウドファンディングをやっているというような話を聞きました。

それで私が思ったのは、昨年、草刈りを手伝わせていただいたストーンサークル、忍路の環状列石ですけれども、ストーンサークル内は全部国の土地ということなのですが、その周りは私有地ということもあって、奥までしっかり見られない状況があって、なかなかもったいない状況だと思います。なかなか整備するにもお金がかかるし、大変だと思うのですが、縄文文化の話が世界遺産になるだとかというお話もあって、興味を持っている方もたくさんいらっしゃるのではないかと思います。

また、日本で初めてストーンサークルというものが発見されたというような記載もありましたので、結構何度も行ったのですが、本州から見に来られる方もいらっしゃって、この整備状況に対して残念だったというような声も聞いたというのを前にもお伝えさせていただきましたが、ぜひこういうものこそ、そういったクラウドファンディングも使いながら、少しずつ整備していくこともできる材料になるのかと思ったのですが、この件についてはどのような見解でしょうか、お聞かせください。

○市長

今の横尾委員の広告の御質問やクラウドファンディングのやり方だとか、個々に質問を聞いていますと、やろうと思えば幾らでもあるのではないかという感じがしているのです。これは昨日の松岩委員の再質問のときにもお答えしましたが、やはりネーミングライツだとか、ふるさと納税だとかというどうしても我々は既成概念にとらわれていて、なかなか新しい発想で考えられないなというふうに思っていますし、今この答弁は全部財政部で答えていますけれども、本来は財政部ではなくて、財政部が主導権を取るのとは違うのですけれども、職員一人一人がそのふるさと納税の在り方だとか、ネーミングライツをどうするかとか、広告をどう集めてくるかということ、やはりみんなで考えていかなければいけないのだろうというふうに思っていますし、そのためには人がリーダーシップを取って、みんなで収支改善プランを実現させるために、やはりいろいろ考えていこうということで、決して財政部任せにするのではなくて、職員一人一人の意識を上げていくことが大切なのではないかというふうに思っています、今クラウドファンディングのお尋ねではありましたが、全体的にそういった思いがいたしましたので、答弁に代えさせていただきたいなというふうに思っております。

○横尾委員

市長におっしゃっていただいたとおり、私もなかなかこの担当はと言われたときに、どこも当たらない部分も多々ありますが、そういったところが市の職員全体で収支改善プランや予算編成方針など、そういったものを自分たちのものにしていただいて、どう形にするかというのは非常に大事な視点だと思います。

最後に、この収支改善プランの取組の最後なのですが、「No. 35 経費全般の削減」についてということで、今回、三つをまとめてNo. 35ということで設けましたけれども、この内容で少し気になるところがあって、取組の内容としては、予算編成作業時において、さらなる事務事業の見直しを行って、一般財源を確保するというふうになっているのですが、経費ごとに目標も設定されています。

これの担当が各部署ではなくて財政部となっておりますが、少しこれが気になったのですが、今回、予算編成方針でこれまで以上に主体的に考えた上で、予算要求を行うように現場に指示したのですが、これを見るだけだと、さらに財政部だけでこれだけの金額を削減するよというようなことを宣言してしまっているような内容になっておりまして、この内容はあくまでも財政部として取りまとめる時の話ですが、見えないところには各部署、あとは財政部というような捉えでよろしいのでしょうかという確認をさせていただきたいと思います。

○（財政）尾作主幹

取組の「No. 35 経費全般の削減」についての所管部に財政部という記載があることについてですが、委員の御指摘のとおり、最終的には財政部で各部からの要求の取りまとめを行って一定の予算をつくっていくという意味で財政部と書いておりますけれども、意味合いとしては委員がまさにおっしゃるとおりで、各所管部において事務事業の見直しですとか、本当に効果があるかというのを検証しながら、自らそういうふうに見直しを図って要求をされ

てきています。もちろん所管としては財政部だけではなくて、各所管部も該当しますので、今後、プランは随時見直すタイミングがございますので、そのときには所管部という記載も間違いが起らないように追加したいと考えております。

○横尾委員

揚げ足を取るつもりはないのですけれども、やはりそういったところの見方を変えると、財政部の思いがそのまま伝わるかというとなかなか伝わらない部分もありますので、加えていただけるというお話ですので、ぜひそういった形で、職員を挙げて取り組んでいくということをお願いしたいと思います。

◎新型コロナウイルス感染症対策について

次は新型コロナウイルス感染症対策ということでお伺いしたいと思います。

道立学校と市立学校での対応の違いについてということで、本会議でも聞かせていただきました。今はないというお話だったと思うのですが、実際、私も知り合いの方から直接聞いて、事実はあったのかと思います。これは、濃厚接触者の家族だからということで、経過観察期間を取って学校に行けなかった中学生と、道立学校は濃厚接触者だったけれども陰性が出たから、そのまま次の日から学校に行けるといような内容の違いだったと思います。

実際こういうことが起きたのですが、どうしてこのようなことが起きて、どのような協議を行ったのかが分からなかったなので、この部分を説明していただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

私からは市内の小・中学校に係る部分で答弁させていただきたいと思いますが、小樽市教育委員会では、北海道教育委員会の通知に基づきまして、保健所に相談した上で、出席停止の期間などを判断させていただいております。

当時6月の時点では、この通知の中で、濃厚接触者については全てPCR検査を受検するというような取扱いが書かれていたものですから、私どもでもすぐには判断できないということで、当時は保健所と相談させていただきまして、市内小・中学校の出席停止の期間等については確認させていただいたところでございます。

○横尾委員

市教委の対応が途中というか、その部分で変わったということで道立学校と同じ対応になったから今はないということよかったですでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

6月から道教委の通知も変わってきてまして、濃厚接触者以外でもPCR検査を受ける事例があるということも保健所に確認いたしまして、改めてこの部分も保健所に相談しまして、現在、道教委から出されております通知に合わせて、最終的に今は道教委の判断と市教委の判断が一致しているというような状況になっているものと考えられます。

○横尾委員

次に、市の職員の関係ですが、職員の安全及び衛生管理を行うために、総括安全衛生管理者というのが置かれていると思います。今回いろいろな職員の新型コロナウイルス感染症対策について、通知をされていると思いますが、この通知を見させていただいたら、総務部長と保健所長の連名で各部局長宛てに発出されておりました。

この職員の健康に関する部分であれば、総括安全衛生管理者からの発出かと思うのですが、今回総務部長と保健所長という連名だったので、この理由というか、そういったものをお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）職員課長

今回の通知でございますが、職員の健康管理や出勤管理といったもののほかに、例えば当面やむを得ない事情がある場合を除き、ススキノでの飲食は控えることなど、より具体的な感染防止対策について記載したものでありますことから、安全衛生管理者である総務部長のほか、専門的知見を有する保健所長の連名とさせていただきます。

○横尾委員

職員の体調が優れない場合、健康管理室を利用する場合があると思うのです。そうなると、この新型コロナウイルス感染症が拡大する中、健康管理室に勤務する職員のリスクが高まるのではないかと思うのですけれども、職員の健康管理をふだんから担っている上、そのようなリスクを抱えている職員に対してどのような配慮、または対策をされているのかお聞かせください。

○（総務）職員課長

健康管理室の件でございますが、健康管理室の来室者に対しまして、まず検温を実施しております。

次に、風邪等の疑い、あとは検温希望者の退出後にはアルコール消毒を実施しております。

そして、換気ですけれども、12月からは窓を常時薄く開ける、それ以外については来室者が帰った後に、時期によって冬季であれば5分だとか、それ以外の時期であれば、例えば15分だとか窓を開けて行っております。

窓を開けられない状態のときには、換気扇によって換気しているという状態でございます。

○横尾委員

直接対面してお話をすると思うのですけれども、そのときに特別に何か対策をしているということはないということでしょうか。

○（総務）職員課長

まず、最近マスクは必ず、当然、職員もしているのですけれども、来室者も最近の新型コロナウイルス感染症の影響でほとんど100%マスクをしているということで、それ以外のことについては基本的には取組は行っていないものでございます。

○横尾委員

なかなかストレスもたまる場所だと思いますので、しっかり対応をお願いしたいと思います。

次に、通知の中で確認なのですけれども、職員が陽性者となった場合の取扱いについて、職務専念義務の免除で対応すると書いてあったのですが、この根拠なのです。ほかの感染症になった場合は職専免にならないのではないかと、交通の遮断やそういったものもあって来られない場合は職専免というのはあると思うのですけれども、陽性者になった場合は患者になるということですから、病気ということで判断されると、病気休暇が本来なのかと率直に感じるのですが、国の公務員の方も陽性者になった場合は病気休暇で取扱うとなっているのですが、この職専免になった根拠、そのものを少しお聞かせください。

○（総務）職員課長

職員が陽性者となった場合の取扱いなのですけれども、まず国家公務員については職専免という考え方が基本にございませんので、特別休暇という形で取得されていることというふうに考えております。

あと、自治体なのですが、自治体によって取扱いが違ってございまして、当市といたしましては、職員の新型コロナウイルス感染症については、危険な感染症であるという認識から、陽性者につきましては出勤することが著しく困難であるというふうに認めて、また休暇取得することによって職員の不利益にならないことに配慮しまして、職専免による取扱いとしております。

○横尾委員

ほかの感染症の場合はならないのでしょうか。

○（総務）職員課長

例えば、インフルエンザやそういうものについては、病気休暇で対応しておりますけれども、今回のこの新型コロナウイルス感染症につきましては、そういうインフルエンザウイルスと少し違いまして、やはり今のところ対処できる、先はワクチンができたというような話は聞いておりますけれども、まだまだそれが普及していない状態にありますので、より危険な病気であるという認識で取扱いを書いております。

○横尾委員

根拠的にはどこにありますか。

○(総務)職員課長

小樽市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則というものがございまして、その中の第2条第2号です。「風害、水害、地震、火災その他の災害による交通の遮断又は住居の滅失若しくは破壊のため勤務ができないとき。」というものがございまして、これに準じているものだというふうに認めております。これで職専免の根拠とさせていただきますということです。

○横尾委員

次に進みたいと思います。

11月20日に本市の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認されました。11月19日には勤務されていて20日にはお休みしてPCR検査を実施した後、陽性確定ということになってはいますが、この陽性の方が陽性確定した日と職員に対して通知した日が11月20日で同じ日なのです。どちらが早かったのですか、お聞かせください。

○(総務)職員課長

通知の日と職員が陽性となった日が偶然なのではございますが、まず通知の起案日なのですが11月17日に起案を行っておりまして、市長決裁が11月20日の早朝であったというふうになっております。

通知が当日の朝10時頃、庁内メールで行っております。どちらが先だったかということになると、通知のほうが先であるというふうに認識をしております。

○横尾委員

ではお聞きしたいのですが、10月は2日に1回陽性者が出ているということと、これで31人ですね。11月1日から7日で10人、8日から14日で21人、15日から19日で12人と患者が確認されている中で、なぜこの日になったのかという、2月に通知されてからかなり日にちがたっていると思いますし、前定例会の中でも換気の話やチェックリストの話だとか私から質問させていただいたのですが、なぜここまで時間がかかったのかお聞かせください。

○(総務)職員課長

前定例会の中でお話がありまして、2月以降通知が遅れていたことについては、まずはおわび申し上げたいと思います。それ以降もいろいろと取扱いがころころと変わっているところがございます。まず11月に入ってから通知、起案させていただいたというような話にはなっています。

○(総務)次長

今回の11月20日の通知なのですが、もともとは2月に一度通知を出した後、ここ最近といいますか、11月7日に道の警戒ステージが2から3に引き上げられたという状況があったということがあります。それを受けて、さらには17日には札幌市がステージ4相当になったということで、これらのことを受けまして、職員に対しての啓発を含めて、新たに通知を出さなければならないという判断に至って、今回の通知を出したということになってございます。

○横尾委員

それまでも寒くなるから換気の取扱いだとかというのがあったのですが、その部分も、その時期にはまだ通知の必要性はなかったということでもよろしかったのでしょうか。

○(総務)次長

この間も新型コロナウイルス感染症の対策本部会議などを庁内で実施しておりまして、その中で随時、換気も含めまして注意喚起というのをやってきたところでございます。

○横尾委員

その中で、各部所属長を通じて行ってきたので通知する部分はなかったけれども、改めてということで、11月に通知をする必要があったから通知したということで。分かりました。

職員の方が陽性となってしまったのですが、この際に、前に新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOA、厚生労働省がつくったアプリなのですけれども、これの活用について職員の自覚でお願いしたいということを伝えていたのですが、職員の陽性が判明したときに、この職員や職場の方々はCOCOAは活用されていましたか。

○（総務）職員課長

通知アプリのCOCOAについて活用はしていなかったというふう聞いております。

○横尾委員

それを受けて何か対策やそういったものはされましたか。

○（総務）職員課長

今のところはまだそれに対して行っていることはないのですけれども、継続して周知していきたいというふう考えております。

○横尾委員

次に、換気について聞きたいのですけれども、換気を行うよう示しているということで通知はされているのですが、実際に行われているかどうかというのが私もやはり気になるところでして、やはりここから出したくないというのが基本ありますので、機能が停止してしまうことは、市役所としてはやはり避けたいと思うのですが、実際にどのように行われているか知りたいのですけれども、例えば総務課であれば、どのような対応をされているかお聞かせください。

○（総務）総務課長

私ども総務課の取組で申し上げますと、換気の時間をあらかじめ決めておまして、1日3回、午前11時半と午後1時半と午後3時半、この時間になったら窓を4か所開けまして、窓と反対側にある入り口のドアを開放しまして、数分間開けっ放しにして空気の入替えを行ってございます。

○横尾委員

代表質問でも聞きましたけれども、喫煙室の対策はしているというのですが、実際に行われていますか。お聞かせください。

○（総務）総務課長

正直なところ、結論から申し上げますと、喫煙所に行って、実際その対策が十分に取られているかどうかという実態を確認する作業はしておりません。ただ、感染防止対策というのは、やはり確認する作業もあるかもしれないのですが、職員一人一人がやはり自覚を持って対策をすることが肝腎だと思いますので、そういう部分の注意喚起ですとか、そういうことは引き続きやっていく必要があるなというふう感じております。

○（総務）次長

実際に施設を活用している者なのですが、少しお話をさせていただければと思います。

やはり、まず個々の職員が意識することが大事だと思うのですが、現実的に新型コロナウイルス感染症の感染が広がったということで、前と比較しますと職員間の話す機会が相当減ってきて、まさに喫煙室の中で黙々と吸っているというような状況になっているかと思えます。

あと、実際に密になることを避けるという点では、特に昼休みなどは混んでいる時間が多いですから、そのときには外で待って、出てくるのを待っているというような状況もありますので、そういう意味では一定程度職員の間意識というのは芽生えてきているものというふう思っております。

○横尾委員

やはり、次長の言うとおりの、個人がこの通知を受けて、自分たちがどういう行動をすればいいのかということを感じることが非常に大事だと思うのですが、なかなかそれができない部分もあって、前はチェックリストみたいなものを安全衛生委員会などを使って作って見たらどうかという話もしたのですが、やはりチェックする人はすごく嫌われてしまうので、なかなか嫌な仕事かもしれません。

私も市の職員でやっていたときに、そういった担当をしていたこともあって、やはり嫌がられる部分もありました。でもこの今の期間、北海道も警戒の期間になっていますので、その期間だけでもチェックする体制というのが必要なかと思っていました。

最後というか、施設の関係なのですけれども、食堂の感染予防について対策をされているということなのですが、この食堂の感染予防対策は入っている事業者がやるのか、貸している側がやるのか、その関係性についてお聞かせいただきたいのですが、

○（総務）職員課長

食堂についての御質問ですけれども、食堂については職員福利厚生会と委託契約を結んでいるものでございます。基本的には、事業者で取り組むべきものであるとは考えておりますけれども、先日、私も行ったときに新北海道スタイルのポスターなどが貼られていないということで、横尾委員からも御指摘をいただいたとおり、私も確認させていただいて、そういう啓発的な掲示物がないという認識は持っておりますので、改めて福利厚生会を通じて事業者側に設置依頼を行っていききたいというふうに考えております。

○横尾委員

同じ市庁舎ですので、その辺は目くばせ、あと情報があれば伝えていただいて、感染予防をしっかりできるように、対策していただきたいと思うのですが、やはり取り組むというのは分かるのですが、取り組んでいるということを知りたいというのが市民の気持ちかと思えます。

小樽市役所でホームページには、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため7つの取組を行っていますということで載せているのですが、ほかの市を見ると、実際にパーテーションをつけている窓口の写真や、手すりを消毒している写真など、そういったものでより庁舎はそういった管理をしているというのをアピールしているところがあります。

小樽市でも総務課で朝消毒したりしているところもあるのですが、そこでぜひ遠慮することなく、ホームページ等でアピールしていただいて、皆さんに安心して庁舎に来ていただけるようなPRをしていただきたいと。当たり前のことかもしれないのですが、当たり前のことでもやっているということをぜひ知らせてほしいと思うのですが、それが市民の安心につながると思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）総務課長

全く御指摘のとおりだと感じております。市役所を利用されるというか、訪れる市民の皆さんに安心感を持っていただくためにも、どのような市の取組のアピールの仕方がいいのか考えていく必要があるというふうに感じております。

○横尾委員

ぜひ、遠慮なくアピールしていただければと思います。

次に、学校の換気ということで学校の関連をお聞きいたします。

新型コロナウイルス感染症対策で室内の換気が重視される中、地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部という旭川市にあるものが冬の寒さに配慮した学校での換気方法をまとめて、周知しているというようなお話がありました。実際寒さの厳しい道内ということで、学校の換気が難しいと言われているのですが、ここで示されているのは2段階の換気、例えば空き教室の空気を暖めたものを入れるだとかやっているのですが、こうい

った取組は実際小樽市でも可能なのでしょうか。また支障があるようなことがあればお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

各学校においては衛生管理マニュアルや今委員から御指摘のありました地方独立行政法人北海道総合研究機構建築研究本部から出されている北海道の冬季の寒さに配慮した学校の換気方法に基づき、学校の実情に応じて常時換気または30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに換気を徹底していることを確認しております。

○横尾委員

なかなか寒い、あとは学校の形状によって、どうしても暖が取れないところもあると思いますので、この辺も周知して、あとしっかりやっているかどうかという部分も、調査するかしないかはあれですけども、そういったことが伝えやすいような環境、学校から寒くてどうしようもないのだけれどもというような声がしっかり上がってくるような、通知ではないですけども、そういったもので対応して、本当に換気ができていないだとかといったことが原因で感染拡大したらとか、そういったことがないように体制を組んでいただきたいと思うのです。これも含めて、学校でどういうことを行うかというのが、この間であれば、警戒ステージが引上げられたときに、対する通知みたいなものが来ましたが、私はまだ子供が中学生がいますので、安心メールで届いた形で、プリントが間に合ったのか、間に合っていないのかというのもあったのですけれども、下校の時間に近い、もしくは下校後に通知されたのかと感じてしまったのですが、こういった教育委員会から学校に通知する際、児童・生徒が下校する前にきちんとプリントを配布したほうが本当はいいと思うのですが、こういった部分は配慮されているのでしょうか。お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

道の警戒ステージの引上げに伴って、学校の行動基準をレベル2に移行する際には、速やかに学校へ通知するとともに、学級閉鎖などの対応が必要な場合には、事前に必要な内容について学校で知らせて、保護者への連絡など速やかに対応できるように努めているところです。

また、いろいろ状況が変わりまして、情報が提供されるタイミングにもよりますが、子供たちが下校する前までに対応できるように努力をしているところがございます。ケースによっては、間に合わない場合もありますので、その際は安心・安全メールや、電話もしくは文書で速やかに保護者へお伝えできるように努めているところです。

○横尾委員

◎次亜塩素酸水製造機について

最後に、次亜塩素酸水製造機についてお聞かせいただきたいと思います。

これは前にも少しお伝えしたのですけれども、新型コロナウイルス感染症対策で3台製造機を買ったと聞いているのですが、1台は病院、もう1台は保育所、あともう1台がということで、もう1台、小学校や中学校の消毒、施設が大きいのでかなり消毒する、消毒の用品を買うのにお金がかかるということで、今後予算がその分増額されるとも限らないから、そういったものに使ってはどうかという話もちらっと担当者には言っていたことがあるのですが、今使っている3台の次亜塩素酸水製造機はどのようになっているかお聞かせください。

○（総務）災害対策室進藤主幹

購入した3台の現在の活用ということでございますけれども、まずは私どもから庁内各部署に打診を行いまして、うち2台を福祉部子育て支援室と協議いたしまして、奥沢と赤岩の保育所に10月から貸与をしております。

保育所では調理室に設置しまして、食材や床などの洗浄作業の一工程として組み込んでいるというふうになっております。

もう1台は小樽市立病院に9月から貸与しておりますけれども、これは試験的に貸与するというので、日々の業務の中で活用方法を探っていただきたいということで貸与しております。これはもともと暫定的に年度内ということで貸与をしております、したがって、基本的には災害対策室で1台、災害対策用に保管していくという考

えでおります。

○横尾委員

最後に、学校からそういったものを貸してほしいと言われたときの対応はできるのでしょうか。お聞かせください。

○（総務）災害対策室進藤主幹

2台はもう保育所に、調理室に固定といいますか、工事をして設置しておりますので、残り1台につきましては、災害対策室でフリーに使いますので、状況によっては検討していきたいというふうに考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。